

川崎区地域防災計画



川 崎 区 役 所

目 次

第1章 総 則

1 基本方針

- (1) 計画の目的 1
- (2) 目標 1
- (3) 川崎市地域防災計画との関係 1

2 区の概要

- (1) 自然的条件 1
- (2) 社会的条件 2

第2章 災害予防対策

1 防災組織体制

- (1) 区本部 2
- (2) 防災関係機関との連携 4
- (3) 自主防災組織の活性化 5
- (4) その他の組織の活用 5

2 地域防災拠点の活用

- (1) 地域防災拠点 5
- (2) 地域防災拠点の機能 6

3 避難施設

- (1) 広域避難場所 7
- (2) 避難所 7
- (3) 一時避難場所 8
- (4) 避難施設の充実・強化 8
- (5) 避難所運営会議 8

4 緊急輸送体制

- (1) 緊急交通路 9
- (2) 緊急輸送路 9
- (3) 緊急通行車両等の確認 10

5 災害に強い地域づくり

- (1) 区民啓発 10
- (2) 自主防災組織 11
- (3) 防災ネットワークづくり 12
- (4) 防災訓練の実施 12
- (5) 防災インストラクター制度 13
- (6) 家庭における予防対策 13

6 災害に強い街づくり	
(1) 建築物の耐震・不燃化の促進	14
(2) 倒壊・落下物防止等	14
(3) 河川災害の防止等	14
(4) 下水道施設	14
7 災害時要援護者の支援	
(1) 災害時要援護者の避難支援体制の確立	14
(2) 災害時要援護者と近隣住民等とのコミュニティの形成	15
(3) 災害時要援護者の避難後の対策	15

第3章 災害応急対策

1 区本部	
(1) 区本部の設置	16
(2) 区本部の運営及び所掌事務	16
(3) 区本部の応援要請	18
2 情報の共有	
(1) 情報の収集	20
(2) 情報の伝達	20
(3) 広報・公聴	20
3 地域における救助と救護等(区民の初期行動)	
(1) 消火活動	21
(2) 救助活動	21
(3) 応急手当	22
(4) 通報	22
4 避難対策	
(1) 避難の種類	22
(2) 避難所の開設	22
(3) 避難の実施方法	23
(4) 避難所の運営(避難所運営会議)	23
(5) 帰宅困難者の支援	25
5 地域医療救護体制	
(1) 区本部(保健福祉センター)の役割	25
(2) 医療救護所の設置	26
(3) 災害時医療拠点病院	26
6 物資の供給	
(1) 給水	26
(2) 食料・生活必需品	27

(3) 救援物資の受入・配分	28
7 応急危険度判定	
(1) 応急危険度判定活動	28
(2) 資器材等	28
8 ごみ・し尿処理	
(1) ごみ処理	28
(2) し尿処理	29
(3) 災害用トイレ	29
9 消防対策	
(1) 警防体制	29
(2) 警防活動	29
10 警備活動	30
11 ライフライン	
(1) 電気	30
(2) ガス	30
(3) 上・下水道	30
(4) 電話	30
12 防災ボランティア	
(1) ボランティアへの支援体制	31
(2) 連絡調整会議の開催	31
13 公共施設等	
(1) 学校	31
(2) 市の管理施設	31
(3) 大規模集客施設	31
(4) 石油コンビナート	31
第4章 区民生活の安定	
1 被災者への生活支援	
(1) 生活相談	32
(2) 生活援護資金	32
(3) リ災証明	32
(4) 市税減免等	33
2 被災者の住宅確保	33
第5章 東海地震に関連する対策	
1 大規模地震対策について	34
2 東海地震に関連する情報が発表された場合の対応措置	34

3 警戒宣言時の対応措置	34
(1) 区がとるべき措置	34
(2) 防災関係機関がとるべき措置	34
(3) 区民がとるべき措置	34
(4) 事業所等がとるべき措置	35
4 混乱防止策	35
5 事前対策の推進	35

【資料】

資料1 関係防災機関の業務	36
資料2 自主防災組織一覧	42
資料3 地震時避難所指定一覧	44
資料4 風水害時避難所指定一覧表	47
資料5 災害備蓄倉庫及び備蓄品一覧	51
資料6 防災ネットワーク一覧	66

川崎区地域防災計画

第1章 総 則

風水害及び地震等が発生した場合、区民の生命、身体及び財産を保護することは、行政の重要な役割の一つですが、区民一人ひとりが自らの身を守る「自助」という自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には、自発的に防災活動に加わるなど、地域で互いを助け合う「共助」に努めることが重要です。

1 基本方針

(1) 計画の目的

川崎区地域防災計画（以下「区計画」という。）は、区民にとって身近な災害予防、災害応急対策を総合的・計画的に実施することにより、区民の防災意識の向上を図り、「自助」「共助」の推進をもって地域防災力を強化することで、区民の安全・安心な地域生活環境の整備を図ることを目的とします。

なお、区計画は震災及び風水害対策を中心に定めてありますが、他の災害等においてもこれを準用することにより対応するものとします。

(2) 計画の目標

区計画は、計画の目的を達成するために必要となる災害時における区民の責務及び区役所等の責務を、区の特性を採り入れつつ策定しています。

(3) 川崎市地域防災計画との関係

区計画は、川崎市地域防災計画（以下「市計画」という。）及び関係法令等との整合性・関連性を有しています。

なお、市計画を所管する部署は、総務局危機管理室となっています。

2 区の概要

(1) 自然的条件

川崎区は、川崎市の最も東側に位置しており、北側は多摩川をはさみ東京都大田区に、南側は神奈川県横浜市鶴見区に、西側は幸区に隣接しています。

地形は、多摩川の最も下流にあたり、JR川崎駅および京浜急行川崎駅を起点に東側の東京湾に広がっています。面積は40.25平方キロメートルで川崎市全体

の約27.9パーセントを占めています。

(2) 社会的条件

川崎区の東部から南部にかけては、東海道本線、京浜急行電鉄、国道15号線、産業道路、首都高速道路等が通っています。地域生活は川崎駅を中心とした商業地寄りの中央地区、多摩川寄りの大師地区、横浜市寄りの田島地区の3つの地区に分かれています。また、京浜工業地帯の中核である臨海地区には、石油コンビナートが形成されています。近年では、産業構造の転換を背景に、国際的研究開発や基幹的広域防災・物流拠点への整備など臨海部再開発が推進されています。

川崎区の人口は、216,029人（平成22年1月1日現在）と7区中第3位であり、市全体の約15.3パーセントを占めています。区民の平均年齢は43.4歳、65歳以上の人口割合である高齢化率は19.8パーセントとなっており、市内で1番高齢化が進んでいます。（平成21年10月1日現在）また、昼夜の人口比は、126.7パーセントとなっており、市内で1番となっています。（平成17年10月1日国勢調査結果）



第2章 災害予防対策

1 防災組織体制

(1) 区本部

川崎区本部（以下「区本部」という。）は、川崎市内で大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に設置される川崎市災害対策本部（以下「市本部」という。）を構成する機関です。参集した関係職員により、川崎区の総合的

な災害応急対策を推進するために必要となる体制の整備などを行います。

ア 区本部の構成と職員編成（職員数は、平成 18 年 4 月 1 日基準で参考数値です。）

（ア） 震災対策時

区本部要員 の構成 (36人)	}	区本部長 … 区長
		区副本部長 … 副区長
		区本部員 … 各隊長、その他区本部長の任命した職員
		区連絡員 … 指定された職員
		区事務局員 … 指定された職員

応急活動要員 … 指定された市事業所等に参集し、災害時の初動活動として人命等に係わる、必要不可欠な活動を行う区本部各隊を構成するものとして定められた職員。
(503人)

地域要員 …… 指定された避難所に参集し、被災地域情報の収集・区との連絡調整等を行う職員。
(366人)

支援要員 …… 指定された各区役所に参集し、各区の活動傘下に入る職員。
(227人)

地震災害時の区本部の配備体制及び基準

基 準		配備区分	参 集
市内で震度4の地震があった時		区本部要員	指示による参集
市内で震度5弱の地震があった時		事前に指定する 区本部要員	自動参集
		区本部要員	指示による参集
市内で震度5強以上の地震があった時		全職員	自動参集
東海地震に係る配備	注意情報・予知情報発表時	区本部要員	自動参集
	警戒宣言時	区本部要員 応急活動要員	自動参集

※ なお、建設センターは、震度4及び5弱の地震があったときは、橋脚の点検のため所要の人員を自動参集としています。

(イ) 風水害対策時

発令基準		体制	
1号	大雨、洪水、強風等の気象等の注意報の1以上が発表され、災害が発生し、又は発生するおそれ大きい場合	区役所 建設センター 消防署 水道局営業センター 生活環境事業所	連絡員 連絡員 連絡員 連絡員 連絡員
2号	大雨・洪水、暴風等の気象等の警報の1以上が発表され、台風又は集中豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれ大きい場合	区役所 建設センター 消防署 水道局営業センター 生活環境事業所	動員 5～10% 動員 5～20% 特別警防体制に必要な人員 動員 5～10% 動員 5～10%
3号	台風又は集中豪雨等により、複数の区で相当数の災害が発生した場合又は被害の発生するおそれが非常に大きい場合	区役所 建設センター 消防署 水道局営業センター 生活環境事業所	動員 10～50% 動員 20～50% 特別警防体制に必要な人数 動員 10～20% 動員 10～20%
4号	台風又は集中豪雨により、複数の区にわたって甚大な被害が発生した場合で、更に拡大する可能性がある場合	区役所 建設センター 消防署 水道局営業センター 生活環境事業所	動員 50～80% 動員 50～80% 特別警防体制に必要な人数 動員 20～50% 動員 20～50%
5号	台風又は集中豪雨等により、市内全域に被害が発生している場合	区役所 建設センター 消防署 水道局営業センター 生活環境事業所	動員 100% 動員 100% 動員 100% 動員 100% 動員 100%

区役所509人（建設センターを除く）、建設センター48人、消防署322人
水道局南部営業センター36人、生活環境事業所257人

(2) 防災関係機関との連携

区長は、区内における防災関係機関等との連携の強化を推進し、区内の災害予防及び災害応急対策に努めます。 防災関係機関の業務<資料1>

ア 県警察（川崎警察署・川崎臨港警察署）

イ 指定地方行政機関 川崎国道事務所、京浜河川事務所、県治水事務所など

- ウ 指定公共機関 日本郵政公社南関東支社、東日本旅客鉄道(株)、東日本
電信電話(株)など
- エ 指定地方公共機関 京浜急行電鉄(株)、川崎市医師会など
- オ 公共的団体及び機関 神奈川建設重機協同組合、神奈川県エルピーガス
協会など

(3) 自主防災組織の活性化

自主防災組織は、区民が自らのまちを守るという信念と責任に基づき結成され、

ア 日常から区民一人ひとりの意識の高揚と知識の向上を図ること

イ 地域の連携による迅速、的確な防災活動を行うこと

を目的に、地域の実情に合った活動を行います。

川崎区においては主に各町会・自治会単位に99団体の自主防災組織が各種活動
を行っています。 自主防災組織一覧<資料2>

(4) その他の組織の活用

企業市民

区内に事業所を設置している企業自らが地域の安全確保に努めることは、企業
市民としての責務であり、事業所の自衛消防組織等の育成に努めるほか、平常時
から積極的に自主防災組織、地域住民との連携を図り、周辺地域の被害を軽減す
るため、地域総ぐるみの共助体制の確立を図るものとします。

川崎区は、“区の概要”でも触れましたとおり、区域の半分強が企業用地とし
て利用され、市内随一の就業者数を要しています。川崎区役所では企業市民交流
事業を展開しており、生活市民と企業市民（企業の経営者とそこで働く人々）の
交流を図り、協働により魅力あるまちづくりを進めています。

2 地域防災拠点の活用

(1) 地域防災拠点

災害発生時における災害対策の迅速、的確な対応を期するため、地域防災拠点
として位置づけられている区内の市立中学校及び南部防災センターは次のとおり
です。

区における地域防災拠点の一覧

拠点施設名	所在地	拠点内避難所（小：小学校、高：高校）
大師中学校 ※	大師河原 2-1-1	殿町小・東門前小
南大師中学校	四谷上町 24-1	四谷小・大師小

川中島中学校	藤崎 2-19-1	川中島小・藤崎小
桜本中学校	池上新町 1-2-4	東桜本小・桜本小
臨港中学校	浜町 2-11-22	大島小・渡田小
田島中学校 ※	小田 2-21-7	東小田小
京町中学校	京町 3-19-11	浅田小・小田小
渡田中学校	渡田向町 11-1	新町小・田島小・東大島小・向小
富士見中学校	富士見 2-1-2	旭町小・宮前小・市川崎高
川崎中学校	下並木 50	川崎小・京町小
南部防災センター	小田 7-3-1	

(2) 地域防災拠点の機能

ア 避難受入・保護（避難所）

イ 物資備蓄

市が備蓄している主なものは、アルファ米、毛布、簡易トイレなどです。

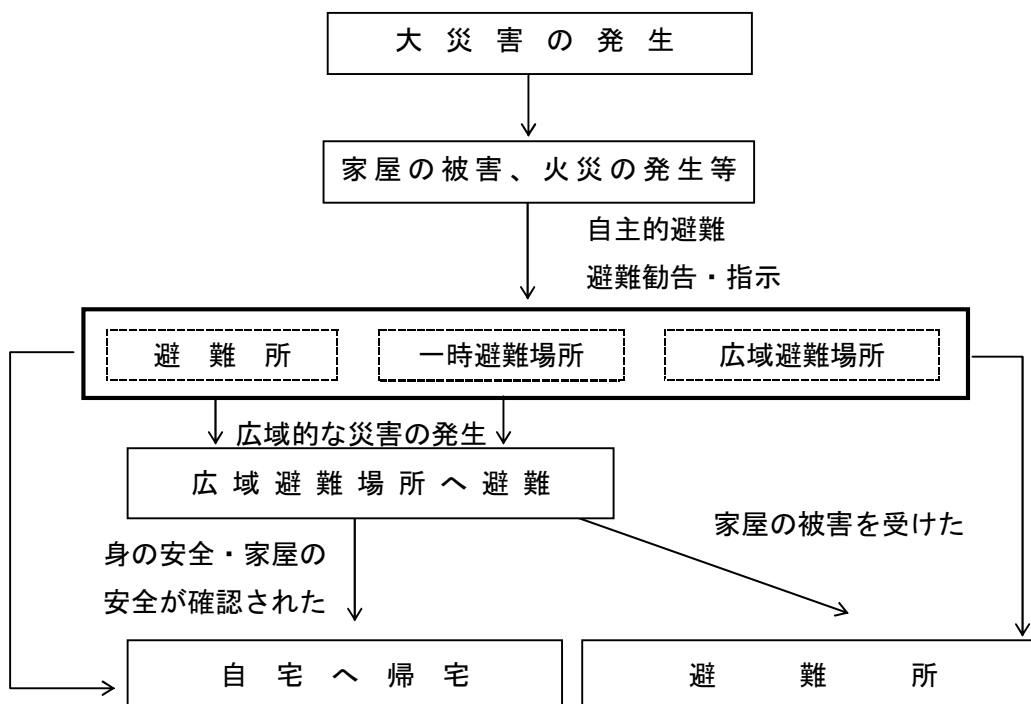
※施設の都合により、**大師中学校は大師公園、田島中学校は南部防災センターの倉庫に備蓄をしています。**

ウ 応急医療救護

エ 情報収集伝達

3 避難施設

災害が拡大し、区民の生命及び身体に危険が迫った場合において、区民の安全を確保するためにあらかじめ広域避難場所及び避難所を指定しています。



(1) 広域避難場所

地震災害及びその二次災害により、広域にわたって大きな被害が予測される場合、被害から逃れるための公園、緑地、グラウンド等の広域避難場所は次のとおりです。

広域避難場所は、地震等による家屋の倒壊及び火災の危険な状況が鎮圧するまでの間避難する場所です。

区内広域避難場所一覧

施設名	所在地	面積
富士見公園一帯	富士見1・2丁目	383,664㎡
大師公園	大師公園1	87,956㎡
小田公園	小田4丁目20-38	23,557㎡

(2) 避難所

地震災害又は風水害による被害を受けた場合又は被害を受けるおそれのある場合に避難するところとして、避難者を一時受入、保護し、生活機能の確保をする施設は次のとおりです。

ア 地震時の避難場所

区内避難所指定一覧 <資料3>

イ 風水害時の避難場所

区内避難所指定一覧 <資料4>

(3) 一時避難場所^{いっときひなんばしょ}

あらかじめ指定されている避難所または広域避難場所に行くことが困難な時に一時的に避難する場所（公園・空地等）です。

(4) 避難施設の充実・強化

ア 耐震強化・補強工事

教育委員会は、まちづくり局が行った市立小・中・高等学校の耐震診断をもとに、対策が必要な学校については、耐震補強工事を実施します。併せて体育館のガラスの飛散防止措置を行います。

イ 防災行政無線と屋外受信機

総務局危機管理室は、区本部との情報受伝達手段として、260メガヘルツデジタル無線の整備を図ります。また、地域防災拠点及び避難所の避難者に対して災害情報を伝達するため、学校への屋外受信機の整備を図ります。

ウ 備蓄機能の強化

区役所は、地域の特性に応じ、必要最低限の食糧品、生活必需品、資器材等を地域防災拠点を中心に分散備蓄するとともに、その他の備蓄物資については、各区にある備蓄倉庫又は各局の確保する備蓄倉庫に備蓄し、円滑に管理・保管をします。 災害備蓄倉庫及び備蓄品一覧 <資料5>

(5) 避難所運営会議

避難所ごとに区民と区役所とが連携して、避難所の管理運営を行う必要があるため、自主防災組織を中心に施設管理者、PTA等で避難所運営会議を構成し、避難所の業務について、それぞれの役割の確認を行います。

避難所運営マニュアル <資料6>

また、防災マップ等を作成し、各家庭に配布することにより、区民が日ごろから避難路を確認し、安全かつ速やかに避難所に行くことができるよう啓発します。

4 緊急輸送体制

県・市は震災時に被災者の避難、消火活動、緊急物資の搬送等を速やかに実施するため、優先的に通行を確保する路線を指定しています。区民は、輸送の障害となる状況をつくりださないよう協力する必要があります。

(1) 緊急交通路 (別添「備える。かわさき」参照)

県公安委員会が、震災時に被災者の避難や救急活動、消火活動等に使用される緊急通行車両のみの通行に限定される緊急交通路として指定することを想定している区内の路線は次のとおりです。

- ・ 首都高速道路
 - （高速神奈川1号横羽線
 - （高速神奈川6号川崎線
 - （高速湾岸線）
- ・ 国道15号
- ・ 県道6号 東京大師横浜
- ・ 国道132号 宮前交差点から塩浜交差点までの間
- ・ 国道409号（県道川崎府中を含む） 大師河原交差点から東京都境までの間

(2) 緊急輸送路

市は、震災時に被災者が避難するため及び医薬品・食糧・飲料水等の緊急物資の搬送を速やかに実施するために緊急輸送路を指定します。

ア 第一次緊急輸送路線

規模の大きい幹線道路や一般国道からなる広域的な重要路線で、他の道路に先駆けて優先的に通行の確保をする路線です。

区内の該当路線及び区間は次のとおりです。

路線名	区間
一般国道132号	国道15号～千鳥橋
一般国道409号	千葉県境～国道246号
主要地方道 東京大師横浜	東京都境～横浜市境
主要地方道 川崎府中	国道15号～東京都境(国道409号含む)
市道 駅前本町線	駅前本町
市道 川崎駅東扇島線	千鳥橋～高速湾岸線
市道 千鳥町1号線	千鳥町地内
市道 東扇島1号線	東扇島地内
内貿6号線	東扇島地内
緑地前道路	東扇島地内
船溜道路	東扇島地内
幹線5号道路	東扇島地内
外貿9号道路	東扇島地内

イ 第二次緊急輸送路線

第一次緊急輸送路線を補完し、地域内での災害救助活動等に使用する路線で、区内の該当路線及び区間は次のとおりです。

路線名	区間
県道 扇町川崎停車場	川崎駅前～扇町
県道 川崎町田	国道15号～鶴見溝ノ口
市道 南幸町渡田線	国道15号～東京大師横浜
市道 殿町夜光線	国道409号～皐月橋水江町線
市道 皐月橋水江町線	富士見鶴見駅線～水江町
市道 池田浅田線	国道15号～東京大師横浜
市道 富士見鶴見駅線	国道409号～南幸町渡田線
市道 大師大島線	国道409号～扇町川崎停車場
市道 小田32号線	東京大師横浜～南部防災センター
市道 白石町2号線 他	東京大師横浜～大川町

(3) 緊急通行車両等の確認

区役所は、大地震が発生し、交通規制が行われた場合、緊急通行車両の把握を行い、県知事又は県公安委員会へ車両の使用の申し出、その確認並びに緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受けるために、緊急通行車両等確認の事前手続きを行います。

5 災害に強い地域づくり

災害による被害を最小限に止め、被害の拡大を防止するためには、災害時における的確な状況判断・行動力が必要となるため、平常時から防災知識の普及啓発及び防災訓練の実施など地域の防災体制の強化を図ります。

(1) 区民啓発

区役所は、区民に対して防災知識を普及し、防災意識の高揚を図ります。

ア 啓発の方法

- (ア) 市民地震防災デー（毎月15日）による啓発
- (イ) 市政だより、パンフレット等による啓発
- (ウ) 防災講演会、出前講座による啓発
- (エ) 各種イベントの活用
- (オ) 川崎市ホームページでの啓発
- (カ) 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアの活用

イ 啓発内容

- (ア) 地震及び津波に関する基礎知識
- (イ) 風水害に関する基礎知識
- (ウ) 災害時にとるべき行動
- (エ) 災害に対する備え

(2) 自主防災組織

区民は、地域住民の連帯に基づく自主防災組織の活動の充実に努め、区役所は、自主防災組織の育成強化を図ります。

ア 自主防災組織の活動

(ア) 自主防災組織の基本的活動

(平常時)

- ・ 地域住民への防災知識の普及
- ・ 地域実態の把握
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 防災資器材等の備蓄
- ・ 協働による自主防災組織の活性化

(災害時)

- ・ 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達
- ・ 避難誘導活動
- ・ 救出・救護活動
- ・ 初期消火活動
- ・ 避難所運営

(イ) 防災知識・技能の普及

(ウ) 他の防災関係機関との連携

イ 自主防災組織の活性化の推進

(ア) 区自主防災組織連絡協議会の育成支援

区役所は、区内防災活動の一体化・統一性を図る軸となる区自主防災組織連絡協議会の育成を支援し、自主防災組織の活性化を推進します。

(イ) リーダー養成研修

総務局危機管理室は、自主防災組織の核となるリーダーを対象に研修会を開催し、自主防災組織の充実・強化を図ります。

(ウ) 防災資器材の備蓄場所の確保

環境局は、防災資器材の備蓄場所を確保できない自主防災組織に対して、可能な限り公園等の活用による備蓄場所の確保に協力します。

(エ) 防災資器材購入等への助成

総務局危機管理室は、自主防災組織の防災に関する活動、防災資器材の購

入に対する助成制度を推進します。

(オ) 地域防災活動への助成

総務局危機管理室は、避難所を拠点とした地域の活動（避難所運営会議、防災訓練、広報、研修等）に対して助成制度を推進し、地域防災体制の充実を図ります。

(3) 防災ネットワークづくり

区役所は、地域防災拠点を中心とした、地域に密着した防災体制づくりを推進するため、避難所ごとに自主防災組織と地域住民等による地域住民のネットワークづくりを推進します。

防災ネットワークづくりのため、避難所ごとの避難所運営会議の設置を推進するとともに、地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者で構成する防災ネットワーク連絡会議の設置を推進します。

ア 防災ネットワーク一覧 <資料7>

イ 防災ネットワーク活動内容

防災ネットワーク連絡会議は、平常時から各避難所運営会議の活動についての協議・情報交換などを行い、災害時には各避難所運営についての協議・情報交換などを行います。

(4) 防災訓練の実施

区役所、区民及び区内の事業者（企業市民）並びに防災関係機関は、相互の連携を強化し、災害時に的確な災害応急活動を行うことを目的に、又、地域防災力の向上を図るため防災訓練を実施します。

ア 総合防災訓練（八都県市、相互援助協定市、防災関係機関及び地域住民）

9月1日の「防災の日」を含む「防災週間」（8月30日～9月5日）中に市内全域を対象として、八都県市、相互援助協定市、防災関係機関及び地域住民と一体となって、震災対策を中心とした総合的な防災訓練を実施します。

イ 行政、防災関係機関、自主防災組織等の訓練

(ア) 区役所の訓練

区本部設置訓練、情報受伝達訓練等を実施します。

(イ) 防災関係機関の訓練

各種防災計画・マニュアルに基づいた訓練を実施します。

(ウ) 自主防災組織の訓練

「自助・共助」という防災の基本に即した訓練を実施します。

(エ) 事業所等の訓練

顧客、従業員等の安全確保及び設備等の防護措置に重点を置いた訓練を各

種防災計画・マニュアルに基づき実施します。

(5) 防災インストラクター制度

総務局危機管理室は、被災経験者や防災知識を持つ人を川崎市防災インストラクターとして登録し、地域での防災に関する講義や防災訓練での技術の指導・助言をとおして、地域における自助・共助の取組みの活性化を図っています。

(6) 家庭における予防対策

ア 家庭内備蓄等

大地震等が発生した場合、家屋の倒壊、焼失により、その時点から区民は生活に支障をきたすこととなります。食糧等は地域防災拠点などにも備蓄されていますが、それらでは限りがあり、救援物資を被災者に配布するには日数を要することが予想されることから、区民は、災害時に備えて、家庭内備蓄や非常持出品の準備をしておく必要があります。

家庭内備蓄品、非常持出品一覧（別添「備える。かわさき」参照）

イ 家屋の安全対策

(ア) 家具の転倒及び落下物の防止対策

日ごろから家具類の配置や転倒防止措置によって、家の中に安全な空間を確保しておき、落ちると危険な物は高い所には置かないなどの配慮が必要となります。

(イ) 家屋周辺（ブロック塀、排水溝の日常的な清掃等）の対策

ブロック塀は、ひび割れ等の点検を行い、危険な箇所の修理・補強を行います。また、集中豪雨時に排水が速やかに行われるよう自宅周辺の側溝に泥やごみが詰まっていないか日常的に点検を行います。

(ウ) 家族防災会議の推奨

災害の発生に備え、日ごろから家族が避難場所の確認や実際に避難経路を歩いて、危険箇所を調べたり、被災した時の連絡方法などを確認しあうほか、地域における役割分担などを話し合うことで、家族の安全と地域の防災力が高まることにつながっていきます。

6 災害に強い街づくり

(1) 建築物の耐震・不燃化の促進

ア 一般建築物（木造住宅・分譲マンション）

まちづくり局は、各種補助、融資等の支援制度をパンフレット等により区民に周知し、区民がその制度を活用することにより木造住宅及び分譲マンション

の耐震・耐火を促進します。

- (ア) 木造住宅耐震診断士派遣制度
- (イ) 木造住宅耐震改修工事助成金交付制度
- (ウ) マンション耐震診断費用補助事業制度

イ 公共建築物

区役所をはじめ市が保有する公共施設の管理者は、災害時において拠点施設となる施設の地震対策が必要なため、施設の耐震診断を基に、総合的な安全対策を講じます。

(2) 倒壊・落下物防止等

まちづくり局及び建設局は、建築物の窓ガラス、外壁、ブロック塀の倒壊や広告物の落下は人命を危機にさらすだけでなく、避難、救援活動の障害となるため、危険なものに対する改善指導を行います。

(3) 河川災害の防止等

市内を流れる多摩川と鶴見川の2つの水系の河川について、風水害に備え、建設局及び国土交通省京浜河川事務所において河川及び放水路の整備を計画的に行います。

(4) 下水道施設

下水道は、都市における雨水及び汚水を排除するための都市の基幹的な施設であることから、建設局において、災害に備えて下水道施設の防災対策の推進を図ります。

- ア 下水道管きよの整備
- イ ポンプ場、水処理センターの機能向上
- ウ 応急復旧体制の確立

7 災害時要援護者の支援

身体障害者、知的障害者、精神障害者、高齢者、乳幼児、妊婦、病人及び外国人等のいわゆる災害時要援護者は、災害時において必要な情報を迅速かつ的確に把握することが困難で、安全な場所に避難することが困難であることから、被災する危険性が高いため、平常時から必要な対策を図ります。

(1) 災害時要援護者の避難支援体制の確立

区役所は、個人情報に配慮しながら、災害時要援護者避難計画を策定し、災害時要援護者の避難支援等を避難支援協力団体との連携のもと推進します。

また、発災時等における避難準備情報の伝達、避難支援等を迅速に行うため、平常時から、災害時要援護者と避難支援協力団体との連携体制づくりを推進します。

(2) 災害時要援護者と近隣住民等とのコミュニティの形成

災害時要援護者自身の災害への備えとともに、災害時要援護者を支える周囲の方々は、障害などの身体特性に配慮することが必要となるため、災害時要援護者及びその関係者とともに、災害時に備えて、相互に良好なコミュニティの形成に努めることが大切です。また、区役所は、そのコミュニティ形成の環境づくりへの支援を行います。

(3) 災害時要援護者の避難後の対策

区役所は、避難所における災害時要援護者の受入体制や、施設の状況、災害時要援護者に配慮した施設の利用方法等を平常時から避難所運営会議と共に検討します。また、重度の障害者等について、健康福祉局と共に災害時要援護者に対する福祉の継続等の検討を行います。

第3章 災害応急対策

1 区本部

(1) 区本部の設置

大規模な被害が発生し、または発生するおそれがある場合、市本部の設置に伴い区本部を設置します。区本部は区本部長（区長）が指揮監督します。ただし、区本部長が不在のときは、区副本部長（副区長）がその職務を代理します。

(2) 区本部の運営及び所掌事務

区本部長は、被災地での災害応急対策を実施するため、区本部会議を開催し、市本部の決定事項に基づき、関係機関と連携を取りながら、応急対策について審議策定し、応急活動を推進します。

班名	分掌事務
庶務班	1 区本部の設置及び運営に関すること 2 区本部長命令の伝達に関すること 3 区本部会議の庶務に関すること 4 部内各班の連絡調整に関すること 5 市本部等との連絡調整に関すること 6 応急対策実施計画の立案及び実施に関すること 7 警戒区域の設定に関すること 8 避難勧告、指示に関すること 9 区職員の動員に関すること 10 区職員の厚生に関すること 11 区職員安否確認及びり災状況の把握に関すること 12 他自治体応援職員等の受入及び配備に関すること 13 庁舎の管理保全に関すること 14 所管車両の保全に関すること 15 防災行政無線システム等の保全に関すること 16 警察、ライフライン機関等の連絡調整に関すること 17 緊急通行車両の手続きに関すること 18 区本部の予算経理に関すること 19 区災害復旧計画の策定に関すること 20 他の班の所管に属さないこと 21 その他、特命事項に関すること

情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報及び河川情報の収集・伝達に関する事 2 災害関連情報の収集分析及び伝達に関する事 3 災害関連情報の記録に関する事 4 被害状況の集約に関する事 5 応急対策活動の集約に関する事 6 災害関連情報の広報に関する事 7 被災者の安否情報の集約に関する事
被害調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内の被害状況の調査に関する事 2 り災証明の発行のための判定調査に関する事
物資班	<ol style="list-style-type: none"> 1 物資集配拠点の設置及び運営に関する事 2 食糧及び救援物資等の受入及び配分に関する事 3 食糧及び救援物資等の調達に関する事 4 不足物資等の把握に関する事
輸送班	<ol style="list-style-type: none"> 1 食糧及び救援物資の輸送に関する事 2 赤帽協同組合、その他輸送業者等との連絡調整に関する事 3 輸送手段の確保に関する事
避難班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設に関する事 2 一時避難所、避難所の避難者の把握及び情報提供に関する事 3 避難所の安全確保に関する事 4 避難所運営に係る自主防災組織との連絡調整に関する事 5 二次災害防止に係る避難誘導に関する事
援護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 要援護者のための福祉避難所の設置及び運営に関する事 2 要援護者の安全確保に関する事 3 要援護者の状況調査に関する事 4 遺体安置所の設置及び運営に関する事 5 行方不明者の把握に関する事 6 被災者の生活相談に関する事 7 災害救助法、災害再建支援法等の申請受付に関する事 8 り災証明書等各種証明書の発行に関する事 9 応急仮設住宅への入居募集に関する事。 10 災害弔慰金、災害援護資金等に関する事

医療・衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護所の設置及び運営に関する事 2 負傷者の医療援護に関する事 3 医薬品、器材等の調達に関する事 4 遺体の検案処理に関する事 5 医師会、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整に関する事 6 精神医療相談窓口の開設に関する事 7 避難所等の巡回診療に関する事 8 飲料水及び食糧品の衛生確保に関する事 9 防疫用薬剤、器材の調達に関する事
地域支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアの受入れ及び配備に関する事 2 自主防災組織、ボランティア等への情報提供及び連絡調整に関する事 3 自主防災組織、ボランティア等の活動状況の把握に関する事
建設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内の被害状況の把握及び伝達に関する事 2 管内の道路・橋りょう・河川等の被害状況の把握及び警戒・監視に関する事 3 管内の道路・橋りょう・河川等の応急対策及び復旧に関する事 4 障害物・放置車両の除去に関する事 5 道路啓開の実施に関する事 6 がけ崩れ等の応急対策の実施に関する事 7 工事施工箇所安全確保に関する事 8 所管施設の保全に関する事 9 緊急交通路、緊急輸送路にかかる警察等との調整に関する事

(3) 区本部の応援要請

区本部長は、災害応急対策に関して、防災関係機関による応援を市本部に要請します。

ア 各防災関係機関の活動拠点の設置

(ア) 消防機関の活動拠点

緊急消防援助隊等の全国からの応援部隊の活動環境を整備するため、次のとおり活動拠点を配置します。

名 称	所 在 地
県立大師高校	川崎区四谷下町25-1
消防総合訓練場	宮前区犬蔵1-10-2
会館とどろき	中原区宮内4-1-2
県立向の岡工業高校	多摩区堰1-28-1
県立麻生総合高校	麻生区片平1778

(イ) 警察、自衛隊の活動拠点

発災直後の情報収集から、応急対策、復旧対策まで、長期的災害対策に従事する警察、自衛隊の活動環境を整備するため、次のとおり活動拠点を配置します。

名 称	所 在 地
県立川崎高校	川崎区渡田山王町22-6
県立川崎工業高校	中原区上平間1700-7
県立新城高校	中原区下新城1-14-1
県立住吉高校	中原区木月住吉町34-1
県立川崎北高校	宮前区有馬3-22-1
県立多摩高校	多摩区宿河原5-14-1
県立麻生高校	麻生区金程3-4-1

(ウ) 応援部隊の輸送拠点及び資機材の集積拠点

消防局航空隊による航空管制等の運行支援実施場所を市立川崎総合科学高等学校屋上として、ヘリコプターによる応援部隊の輸送拠点及び資機材の集積場所を幸区の本市場多摩川河川敷一帯に配置します。

(エ) 重症者等の後方搬送拠点

ヘリコプターによる重症者等の後方輸送拠点を次のとおり配置します。

名 称	所 在 地
川崎競馬場	川崎区富士見1-5-1
等々力陸上競技場	中原区等々力1-1
長沢浄水場	多摩区三田5-1-1

(オ) 他都県市等からの応援の活動拠点

医療・水道・応急危険度判定士等の活動拠点を次のとおり配置します。

名 称	所 在 地
県立生田高校	多摩区長沢3-17-1
県立生田東高校	多摩区生田4-32-1
県立菅高校	多摩区菅馬場4-2-1
県立百合丘高校	多摩区南生田4-2-1
高津合同庁舎	高津区溝口1-6-12
県立川崎高等職業技術校 京浜分校	川崎区境町11-23

県立川崎高等職業技術校	中原区下小田中5-9-1
川崎競馬場	川崎区富士見1-5-1
川崎治水事務所	多摩区生田4-25-1
よみうりランド駐車場	多摩区菅仙谷4-6155

(カ) ライフライン事業者の活動拠点

ライフライン事業者の活動拠点を次のとおり配置します。

名 称	所 在 地
川崎球場周辺	川崎区富士見2-1
等々力中央グラウンド	中原区等々力1
よみうりランド駐車場	多摩区菅仙谷4-6155

2 情報の共有

区本部において、被害状況や災害関連情報の正確かつ迅速な収集伝達を図ることにより、災害応急対策を円滑に実施し、また、区民に対し正しい災害情報を適切に提供するため、あらゆる通信手段を活用して、情報の共有化を図ります。

(1) 情報の収集

区本部は、防災関係機関等から災害情報の収集を行い、その情報を時系列、地域別、重要度により区分し記録します。

また、避難所に参集した職員（地域要員）は、避難所運営会議の構成員とともに避難者名簿を作成し、避難者の氏名、年齢、性別、人数等を把握し、区本部へ報告します。

(2) 情報の伝達

警察署、消防署等関係機関と区本部における情報の共有化を図るため、必要に応じて相互に情報収集要員を派遣します。

また、区本部は速やかに被害情報及び避難情報等の災害情報の把握を行い、市本部に報告します。

(3) 広報・広聴

ア 広報の方法

区本部は、地域防災拠点を情報拠点とし、区民に対して災害に関する正しい情報を提供するため、市で保有する広報手段を活用し、また災害時協定締結放送機関又はその他の応援を得て、広報活動を実施します。

- (ア) ラジオ・テレビによる広報
- (イ) 防災行政無線による広報
- (ウ) インターネット等を活用した広報
- (エ) 広報車等市所有車両による広報
- (オ) 航空機(ヘリコプター)による広報
- (カ) 職員による広報
- (キ) 印刷物による広報
- (ク) 掲示版等による広報

イ 広聴の方法

被災者の生活相談や支援業務等の公聴活動を行うために、必要に応じて避難所等に臨時相談室を開設し、相談要望等の早期解決に努めます。

- (ア) 区本部は、被災者の不安の解消、生活の立て直し、自力復興等を促進するため、避難所等に臨時相談室を開設し、問い合わせ、相談、要望に対応します。
- (イ) 区本部において聴取した要望のうち、対応可能なものは区本部で処理し、区で対応が不可能なものについては、市本部へ報告し調整を図ります。

3 地域における救助・救護等（区民の初期行動）

(1) 消火活動

地震発生時等における火災については、消防団や自主防災組織等と連携し初期消火活動を行います。

地震発生時等に自宅及び自宅周辺で火災が発生した場合には、まず119番に通報し、消防隊が到着するまでの間は、可能な限り初期消火に努めます。

ア 炎が天井に届くまでの数十秒間に、消火器のほかに、火を毛布で覆い水をかける、座布団で火をたたくなど、身近なものを活用し、初期消火を行います。

イ 天井に火が燃え移るなど、自力での消火は無理であると判断した場合には、その場から速やかに避難します。

ウ 避難途中で付近の火災現場に遭遇した場合には、可能な範囲で消火活動に協力します。

(2) 救助活動

地震発生等により倒壊した住宅等の中に救助を必要とする人がいる場合は、近隣住民や自主防災組織と協力し救助活動を行います。

ア がれき等に埋もれている人の居場所が分かった場合、救出のため付近の人を集めます。

イ 避難途中で付近の救助救出現場に遭遇した場合には、可能な範囲で救助活動に協力します。

(3) 応急手当

地震発生時等において負傷者に対して、区民相互の協力で応急手当等を行います。

消防局で行っている心肺蘇生法や止血法などの応急手当の技術を身につけた「市民救命士」の養成講座等に積極的に参加するなど、平常時から応急救護に対して備えます。

(4) 通報

災害の危険を察知した場合、地域の被災状況等について、各防災関係機関へ通報します。

ア 自宅周辺の状況に注意し、危険性のある場所等や救助を必要とする負傷者を確認した場合は、消防署や区本部等に通報するとともに自らの安全の確保に努めます。

4 避難対策

(1) 避難の種類

ア 自主避難

市本部長は、水害が発生するおそれがあると認められる場合、必要な地域に降雨、潮位、河川の水位、防災施設の異常等を知らせる「避難準備(要援護者避難)情報」を発令し、住民の注意を喚起するとともに、その状況に応じて住民等が自ら危険性を判断して避難することを促します。

また、区本部長、消防局長、消防署長についても避難準備情報の発令ができます。

イ 避難勧告

市本部長、区本部長、消防局長、消防署長は、災害の発生するおそれがある場合、自発的な避難を勧告します。

ウ 避難指示

市本部長、区本部長、消防局長、消防署長は、避難勧告時期より状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき又は災害が発生し、現場に残留者があるときは、避難のための立退きを指示します。

(2) 避難所の開設

区本部長は、災害により家屋の倒壊、焼失、流出又は床上浸水等の被害を受け

た方または、被害を受けるおそれのある方のために、避難所を開設します。

- ア 区本部長は、避難勧告または避難指示を発令した場合、若しくは区民が自主的に避難を開始した場合は、地域要員を直ちに避難所へ派遣して、施設の安全性の確認等避難者の収容に必要な措置を講じた後、避難所を開設し、直ちにその旨を市本部長に報告します。
- イ 災害発生直後で事態が急を要し、区本部長による避難所の開設を待つ暇がない場合は、避難所運営会議の判断により避難所を開設します。

(3) 避難の実施方法

ア 避難勧告又は避難指示の伝達

市本部長及び区本部長は、避難対象住民に対し、避難勧告又は避難指示を行う場合、防災行政無線又は直接広報によって伝達を行うとともに、自主防災組織等の協力により、住民への周知徹底を図ります。

イ 自主防災組織及び関係機関の協力による避難誘導

区本部は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、自主防災組織及び関係機関の協力により避難誘導に努めます。その際、指定された避難所への通行が危険な場合は、安全に行くことのできる最寄の避難所等への避難誘導を行います。また、誘導にあたっては、身体障害者、高齢者等の災害時要援護者を配慮して行います。

(4) 避難所の運営（避難所運営会議）

避難所では、被災者の避難生活の安定を図るために、区民が互いに協力し合う必要があるため、避難所が開設された場合は、区本部と区民が連携して管理運営することになります。このため、平常時から自主防災組織を中心に学校施設管理者、PTA等で構成された避難所運営会議を中心に避難住民の協力を得て市職員（地域要員）と連携し、避難所の管理運営を行います。

ア 避難所の業務

- (ア) 避難所の開錠・管理
 - (イ) 負傷者や急病患者への救援活動
 - (ウ) 避難者確認及び名簿の整理
 - (エ) 生活情報の提供及び相談窓口の開設
 - (オ) 避難所自治組織の運営指導
 - (カ) 避難者及び区民への給食活動
 - (キ) 施設管理者との調整
 - (ク) 安否確認への対応
 - (ケ) その他避難者の日常生活の安定を図るための支援活動
- イ 避難所運営会議の編成

- (ア) 総務班
 - ・避難所運営会議の事務局
 - ・区本部及び拠点避難所・他の避難所との連絡調整
 - ・避難所の施設管理（レイアウト、ルール、パトロール等）
 - ・その他運営に関すること
- (イ) 情報広報班
 - ・避難者の把握や住民の安否状況等の情報収集
 - ・「避難所情報・広報版」の作成による避難住民等への情報提供
 - ・自主防組織との連携による地域住民への広報活動
- (ウ) 救護班
 - ・応急救護所の設置・運営
 - ・「負傷者リスト」の作成
- (エ) 環境衛生班
 - ・避難所の整理・整頓 のルール化
 - ・ごみ・し尿（災害用トイレ）の処理方法の確立及び管理
 - ・生活用水の確保等
- (オ) 食糧物資班
 - ・食糧・物資の調達・配分方法の確立
 - ・防災資器材や備蓄品の確保
 - ・炊き出し人員・救援物資受渡人員等の確保
- (カ) ボランティア・一時避難者対策班
 - ・ボランティアの要請・受入・管理
 - ・ボランティアセンターとの連絡調整
 - ・一時避難者の把握
 - ・在宅者等との連絡・調整

(5) 帰宅困難者の支援

ア 区本部の支援

交通機関の運行の停止により、区内において滞留する帰宅困難者に対して、被災状況、交通状況等の情報提供等の支援を行います。

イ 協定による各種団体の支援

(ア) ガソリンスタンド



このステッカーを掲示しているガソリンスタンドで情報、水道水、トイレ利用等の提供を受けることができます。

(イ) コンビニエンスストア・ファミリーレストラン



このステッカーを掲示している・コンビニエンスストアで情報、水道水、トイレ利用等・ファミリーレストランで情報、水道水、トイレ利用、一時的な休憩の場等

の提供を受けることができます。

5 地域医療救護体制

災害時における、区民への医療救護活動を円滑に実施するため、市本部又は区本部は、医療救護所を設置し、応急医療救護活動を行います。

(1) 区本部（保健福祉センター）の役割

区本部は、医療救護の必要を認めるとき、区本部（保健福祉センター）に医療救護所を設置し、医療救護活動を行うとともに、次の活動を行います。

ア 医療情報の収集及び提供

- イ 地域医療関係団体(川崎市医師会等)の医療救護班及び医療ボランティアの活用調整
- ウ 川崎市医師会等で編成する救護組織と連携した医薬品等の受入調整
- エ 被災地の保健医療対策、災害時要援護者対策、防疫対策、環境・食品衛生対策等の実施

(2) 医療救護所の設置

市本部長及び区本部長は、医療救護活動の展開を図るにあたり、災害の規模、傷病者の発生状況及び地域医療機関の被災状況等を勘案して、次のうちから医療救護所を選定し、設置します。

- ア 保健福祉センター
- イ 地区健康福祉ステーション
- ウ 川崎区休日(夜間)急患診療所
- エ 地域防災拠点
- オ 川崎市歯科医師会館
- カ その他、特に必要と認める場合は、臨時医療救護所を設置します。

(3) 災害時医療拠点病院

地域の医療施設を支援する機能を持つ医療拠点として神奈川県が指定する災害時医療拠点施設(市内5病院)は、市内の全医療機関との連携を図ることにより、医療救護体制を整えます。

災害時医療拠点施設5箇所と区内主要医療機関

災害時医療拠点施設	所在地
川崎市立川崎病院	川崎区新川通12-1
関東労災病院	中原区木月住吉町2035
帝京大学医学部附属溝口病院	高津区溝口3-8-3
聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1
川崎市立多摩病院	多摩区宿河原1-30-37

6 物資の供給

(1) 給水

区本部は、災害が発生し、区民に緊急給水の必要が生じた場合、速やかに水道営業センター隊を介して市本部に緊急給水拠点の開設や給水車の派遣を要請します。(給水量は原則として1人、1日当たり3ℓ程度とします。)

(別添「備える。かわさき」参照)

(2) 食糧・生活必需品

区本部は、災害により家屋の倒壊、焼失、流出又は床上浸水等の被害を受け、食糧品、衣料品及び日用品等の生活必需品に不足を来たした場合、その供給体制を速やかに確立します。

【食糧】

ア 供給順位

災害対策用備蓄食糧（アルファ米等）、小売業、卸売業、生活協同組合等からの調達食糧（簡易処理食品）、精米による米飯の炊出し（米穀卸売業、政府所有米等）の順に供給します。

イ 供給対象者

避難所に収容された者、住宅に被害を受け炊事が不可能な者、被災地の災害応急対策に従事する者、及び旅行者、滞在者、通勤通学者とします。

ウ 調達

(ア) 地域要員は、避難所運営会議等の協力を得て、避難所の避難者数を把握し、必要な食糧の品目及び量を区本部へ報告します。

(イ) 区本部長は、食糧の供給が必要であると認める場合に物資班に指示し、地域要員から報告された必要量を算出して確保するとともに、災害対策用備蓄食糧、米飯業者等への注文で不足を生じる場合は、直ちに市本部に食糧の調達を要請します。

エ 供給の実施方法

(ア) 供給場所

原則として避難所とします。

(イ) 供給の実施主体

食糧の供給は、区本部が主体となり、避難所運営会議、日本赤十字社奉仕団等の協力により実施します。

【生活必需品】

ア 供給対象者

災害により家屋の倒壊、焼失、流出又は床上浸水等の被害を受け、食糧、衣料品、寝具及びその他の日用品を失い、直ちに日常生活ができない者とします。

イ 供給品目

衣料品、寝具、食器類及び日用品雑貨

ウ 調達

区本部長は、災害時において生活必需品の供給が必要と認めた場合に、物資班へ指示し、必要量を確保するとともに、備蓄在庫等で不足を生じた場合

は、直ちに市本部長へその供給を依頼します。

エ 供給の実施方法

(ア) 供給場所

原則として避難所とします。

(イ) 供給の実施主体

生活必需品の供給は、区本部が主体となり、避難所運営会議、日本赤十字社奉仕団等の協力により実施します。

(3) 救援物資の受入・配分

区本部は、避難所運営会議、日本赤十字社奉仕団等の協力を得て、緊急救援物資等の受入、配分、区内避難所への輸送等を行います。

7 応急危険度判定

地震が発生した直後において、被災した建築物が余震等による倒壊や部材の落下等から発生する二次災害を防止し、区民の安全を守ることを目的に建築物の被害の状況を調査し、その建築物が使用できるか否かを応急的に判定・表示します。

(1) 応急危険度判定活動

ア 市本部が被災状況に応じ、応急危険度判定活動を行うことを決定した場合、市本部まちづくり部が活動拠点を設置します。

イ コーディネーター(市職員の行政判定士)の指示により、民間判定士による判定を行います。

ウ 必要に応じて、原則として県知事を通じて、国に対して判定士の派遣を要請します。

(2) 資器材等

応急危険度判定活動用の資器材を南部防災センターに配置します。

配置資器材

ナップザック、ヘルメット、下げ振り、クラックスケール、傾斜計

8 ごみ・し尿処理

区本部は、避難所及び区民の在宅している世帯から発生するごみ・し尿を迅速に処理します。また、災害によって生じた災害廃棄物の処理に関する情報を市本部に伝達します。

(1) ごみ処理

「普通ごみ」と「粗大ごみ」に大別し、区本部生活環境事業所隊により収集及び処理を実施しますが、現有の収集・処理能力での対応が困難となった場合は、一

時的な臨時集積所等の設置・管理について区民の協力を要請します。

(2) し尿処理

し尿の収集・処理は、災害の状況に応じて南部生活環境事業所隊により実施します。

(3) 災害用トイレ

区本部生活環境事業所隊は、避難所等の備蓄倉庫に備蓄されている災害用トイレを避難所周辺の自主防災組織等の協力により設置します。

ア 災害用トイレの設置は、可能な限り速やかに実施する必要があるため、自主防災組織等に協力を要請します。

イ 夜間の照明及びし尿収集車の動線を考慮し、設置します。

ウ 災害用トイレの使用方法、し尿収集の予定日、故障や異常時の連絡先等を明示した文書を貼付します。

エ 生活環境事業所隊は、設置基数及び設置場所の配置図を作成し、詳細を常に把握します。

9 消防対策

消防署・消防団は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、風水害又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減します。

(1) 警防体制

大規模な災害が発生したとき、又は、発生が予想され、警防体制を強化する必要があると消防長が認めるときは、消防職員及び消防団員の動員等により消防力を増強し、速やかに災害に対する体制を確立します。

(2) 警防活動

消防署、消防団は、火災、その他の災害に対し、人命救助を最優先とした活動を実施しますが、風水害及び震災時は特に次に主眼を置き活動します。

ア 震災時（震度5強以上）

地震時における同時多発火災等の災害から市民の生命身体財産を守るため、消火活動と救助救急活動に全消防力を投入して被害の軽減を図ります。

特に消火活動は、早期発見消火を優先させるため、警防計画で事前に定められた地域に、地震発生と同時に消防隊を出動させます。

イ 風水害時

風水害においては、事前の災害危険地域の実態把握と迅速確実な情報収集が、

災害時における活動の上で重要であるため、災害発生が予想される時点から、警防計画で事前に定められた警戒活動等を実施するとともに、災害発生時には人命救助を最優先として活動します。

10 警備活動

警察は、大規模災害発生時には、警備体制を早期に確立し、警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速、的確な災害対策を実施することにより、被災地における治安の万全を期することとします。

11 ライフライン

各公共事業施設において、防災対策を定め、ライフライン施設として速やかな応急措置を行い、施設機能の維持に努め、各サービスの供給を確保します。

(1) 電気（東京電力株式会社）

震災時においても、中央給電指令所をはじめとする各地域の給電所が中心となって、できるだけ停電を防ぐよう、また停電してもその範囲をさらに局限化し、かつ短時間で回復できるよう操作を行います。

(2) ガス（東京ガス株式会社）

被害情報等の収集に努め、ガスの供給停止の必要性等を総合的に評価して、適切な応急措置を行います。また、ガスの製造・供給を停止した場合は、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性を確認の後、ガスの製造、供給を再開します。

(3) 上・下水道（川崎市水道局・建設局）

被害調査の結果、各機能が維持されている場合は、二次災害の発生のおそれのない範囲において、各サービスの供給を行います。

(4) 電話（NTT東日本）

災害によりネットワークに異常が発生した場合、ネットワーク全体への波及を防止するため、各種措置によって重要通信の確保等を行うとともに、重要回線の復旧、非常・緊急通話の確保を優先します。

ア 特設公衆電話の設置

指定された広域避難場所等に特設公衆電話を設置します。それ以外であっても、要請または必要と認めた場所に設置します。

イ 災害用伝言ダイヤル「171」の開設（別添「備える。かわさき」参照）

大規模災害の発生・災害等により電話が輻輳した時にNTT東日本の判断により提供します。提供開始や録音件数等、提供条件はNTT東日本で決定し、テレビ・ラジオ等で周知を図ります。

1 2 災害ボランティア

大規模な災害が発生した場合に、全国各地から集結する多数の災害ボランティアの活動を支援する体制の整備を行います。

(1) ボランティアへの支援体制

ア 一般ボランティア

(ア) 被災者のニーズなど、地域の情報提供を行うために、一般ボランティアを対象としたボランティアセンターを各区に設置し、活動の支援を行います。

(イ) ボランティアセンターの運営は社会福祉法人川崎市社会福祉協議会・区社会福祉協議会及び財団法人かわさき市民活動センターが市本部からの応援要請に基づき行います。

イ 専門ボランティア

一定の知識や経験、資格等を有するボランティアを、被災地のニーズに応じ区本部において調整し、市職員と協力し、効果的な活動ができるよう支援を行います。

(2) 連絡調整会議の開催

連携協力体制を密にするため、区本部とボランティアセンターの運営者による連絡調整会議を開催し、災害の状況等に応じた柔軟なボランティア活動の総合調整を実施します。

1 3 公共施設等

(1) 学校

学校長は、学校防災計画に基づき、児童・生徒を避難させる等の活動を実施するとともに、被災状況を把握し、避難所として開設した場合は、避難者の受入に協力します。

(2) 市の管理施設

施設管理者は、利用者を避難所等安全な場所に避難誘導するとともに、施設の被災状況を速やかに把握し、市本部又は区本部に報告します。

(3) 大規模集客施設

施設管理者は、利用者を避難所等安全な場所に避難誘導します。

(4) 石油コンビナート

事業者は、災害の未然防止及び発生した災害の拡大を防止するため、自衛防災

組織の整備を行い、保安全管理体制を強化するとともに、他の事業者と連携して地域の一体的防災体制の確立に努めます。

第4章 区民生活の安定

1 被災者への生活支援

区本部において生活相談窓口を開設し、区民への生活支援対策を実施します。また、生活援護資金の支給、各種融資、り災証明の発行及び家屋調査、市民税等の減免等の受付を実施します。

(1) 生活相談

- ア 区本部長は、被災した区民の生活の立直しを援護し、自力復興を支援するため、区民の一応の安全が確保されてから、問い合わせ、相談、要望等に対応する相談窓口を必要に応じて開設します。
- イ 区本部長は、相談窓口を継続して開設し、生活の早期回復のための相談、要望等に対応するとともに、相談等で得られた情報を市本部へ報告します。

(2) 生活援護資金

- ア 区本部長は、災害による死亡、疾病等、人的被害を受けた区民に対し、その生活援護のため、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害遺児等福祉手当金を支給します。
- イ 区本部長は、区内に居住する者又は区内で事業を営む者が、災害により被害を受けた場合に生活等の立直しを援護し、市民等の自力復興を促進して市民生活の早期安定を図るため、災害援護資金、生活福祉資金、災害復興住宅資金、中小企業災害関連融資、農林漁業災害関連融資を実施します。

(3) り災証明

ア 家屋調査

区本部長は、災害対策基本法第2条第1号で定める暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火及びその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、その他その及ぼす被害についての調査を被害調査班により災害発生後可能な限り早期に開始します。

イ り災証明書の発行

区本部長は、被災者からり災証明書の交付申請が提出された場合は、家屋調査の結果に基づき、または確認できない場合は申請者の立証資料に基づき、区長名でり災証明書を発行します。

(4) 市税減免等

被災した納税義務者等は、申請により市税等の納付期限の延長、徴収の猶予及び減免等の措置を被災の実態に応じて受けることができます。

また、市税以外についても被災の実態に応じて減免等が受けられる場合があります。

2 被災者の住宅確保

まちづくり局は、応急仮設住宅の需要の把握及び維持管理、入居必要被災者の把握及び生活支援等を行います。

また、応急仮設住宅以外に市営住宅等の空家の提供、他都市の住宅提供の要請及び一括借り上げによる民間住宅の提供も行います。

第5章 東海地震に関連する対策

1 大規模地震対策について

大規模地震対策特別措置法に基づき、「地震防災対策強化地域」において作成が義務付けられている地震防災強化計画に準じ、東海地震対策を定めます。

2 東海地震に関連する情報が発表された場合の対応措置

区長は、気象庁が発表する情報(東海地震観測情報・東海地震注意情報・東海地震予知情報)に応じて区災害対策警戒本部を設置し、警戒体制をとります。

また、消防署においては、次の震災警戒体制を確立します。

(1) 震災警戒第1号体制(震災1号体制)

東海地震観測情報発表時に発令し、通常時の警備体制で続報を逃さない情報収集体制

(2) 震災警戒第2号体制(震災2号体制)

東海地震注意情報発表時、または区内で震度5強以上の地震を観測した場合に発令し、全職員により全消防力をもって対応する体制

なお、上記情報を覚知した全職員は、発令を待つことなく自主参集します。

3 警戒宣言時の対応措置

(1) 区がとるべき措置

ア 東海地震予知情報を受けて警戒宣言が発せられたときは、区本部を設置し、市民に正しい情報を提供するとともに、地震発生に備え必要な事前措置を図ります。

イ 警戒宣言時の事前避難は原則として行いませんが、区民が自発的に避難を開始したときには、区本部長は避難所を開設し、市本部長に状況報告を行います。

(2) 防災関係機関がとるべき措置

関係機関(電気・ガス・通信・鉄道事業者等)は、区民及び施設利用者に対して、ライフライン及び交通機関に関する情報、生活関連情報等それぞれの機関の定める広報を行います。

(3) 区民がとるべき措置

地震発生に備えて、冷静に行動することは、混乱を防止し、発災後の被害を最小限に食い止めるため必要であることから、状況に応じた対処に努めます。

ア 家庭にいたとき

(ア) 火の元を点検し、消火器具等の確認をします。

- (イ) 家具の転倒防止等、家の中の再点検を行います。
- (ウ) 火やガスの使用を制限します。
- (エ) 不要なコンセント等は抜いておきます。
- (オ) 飲料水や生活用水を貯水します。
- (カ) 非常持出品の再点検し、すぐに持ち出せるようにしておきます。
- (キ) 避難所や避難経路を確認し、隣近所で互いに連絡を取っておきます。

イ 学校にいたとき

教職員の指示に従い、落ち着いて行動します。

ウ 駅、デパートなどにいたとき

不特定多数の人がいる場所では、社員や従業員などの誘導に従い、落ち着いて行動します。

エ 職場にいたとき

警戒宣言が発せられた時や地震が発生した時の対策が多くの職場で決められているので、その計画により行動します。

オ 列車に乗っていたとき

乗務員の指示に従い、落ち着いて行動します。

カ 自動車を運転していたとき

正確な情報を把握し、冷静な判断と行動をとります。

(4) 事業所等がとるべき措置

必要な地震防災応急対策の措置を講ずるとともに、極力平常どおり都市機能を確保することを基本とした対応を行います。

4 混乱防止策

市本部は、東海地震注意情報、東海地震予知情報あるいは警戒宣言が発せられた場合、有線電話の混乱、情報把握の不正確さによっておこる各種パニックの防止を図るため、防災行政無線その他の広報手段を活用し、冷静な行動、自動車、電話の使用自粛等を喚起する広報を積極的に行い流言飛語の防止を図ります。

また、通勤通学者が集中する駅及びその周辺における混乱を防止するため、市本部は、鉄道等の運行状況についての収集、区本部は乗降客の集中状況及びバス・タクシーの運行状況についての把握に努めるとともに、混乱が生じ始めた場合には、警察、消防、鉄道機関等関係機関と連携を図り交通整理、誘導等必要な措置を実施します。

5 事前対策の推進

区本部は、警戒宣言発令時にとるべき具体的措置について、職員に周知するとともに、区民等に対して東海地震に関する情報等の広報の徹底を図ります。

<資料 1> 関係防災機関の業務

ア 県警察（川崎警察署・川崎臨港警察署）

県 警 察	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備体制の整備 2 災害に関する情報の収集及び被害調査 3 避難誘導、被災者の救出その他人命保護の措置 4 犯罪の予防取締その他治安維持の措置 5 交通規制・管制 6 遺体の検視等に関する措置
-------------	---

イ 指定地方行政機関

関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電波の統制監理及び有線電気通信の監理 2 非常無線通信の確保等
神奈川労働局 (川崎南働基準監督署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業所等に対する防災対策の周知及び指導 2 事業所等の被災状況の把握
関東農政局 (神奈川農政事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における主要食糧の需給調整
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品、復旧用資材等防災関係物資の円滑な供給確保 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	火薬類、ガス、電気等危険物の保全
関東地方整備局 (川崎国道事務所) (横浜国道事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における道路啓開等交通確保 2 災害応急工事及び復旧工事の施工

<p>関東地方整備局 (京浜河川事務所)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管区域河川の改良工事・維持修繕その他の管理 2 洪水予報及び水防警報の発表・伝達等 3 地震防災対策の実施 4 災害応急工事及び復旧工事の施工
<p>関東地方整備局 (京浜港湾事務所)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾施設及び海岸保全施設等の整備 2 港湾施設、海岸保全施設に係わる災害情報の収集及び応急対策並びに復旧対策の指導、協力 3 港湾施設、海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策の実施
<p>関東運輸局 (神奈川運輸支局)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における輸送機関との連絡調整事務
<p>関東運輸局 (川崎海運支局)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急海上輸送
<p>第三管区海上保安本部 横浜海上保安部 (川崎海上保安署)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 船艇及び航空機等による警報等の伝達 2 災害に関する情報収集 (港内、船舶交通、避難者の状況等) 3 海難救助等 4 緊急輸送 5 物資の無償貸与又は譲渡 6 流出油等の防除 7 海上交通安全の確保 8 警戒区域の設定 9 治安の維持 10 危険物の保安措置
<p>東京管区气象台 (横浜地方气象台)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象・洪水・高潮・津波予報及び地震、津波に関する各種情報の関係機関への通報 2 注意報、警報、地震、津波に係わる防災情報伝達体制の整備

	<ul style="list-style-type: none"> 3 気象災害の発生に関する調査の実施 4 東海地震に係わる地震予知体制の整備 5 気象災害、地震、津波防災に係わる広報活動、知識の普及及び関係機関の計画等への助言 6 防災訓練の実施及び関係機関との協力 7 発災後の各種情報提供、専門職員の派遣及び照会対応
--	--

ウ 指定公共機関

日本郵政公社南関東支社 (川崎中央郵便局)	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における救助物資その他の郵便料金免除
東日本旅客鉄道(株) 東海旅客鉄道(株)	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時の応急輸送対策 2 警戒宣言時の列車の運転規制措置及び広報 3 旅客の避難及び誘導
東日本電信電話(株) (神奈川支店) (川崎支店)	<ul style="list-style-type: none"> 1 公衆電気通信施設の整備及び点検 2 公衆電気通信の特別取扱い 3 公衆電気通信施設の被害調査及び災害復旧
日本赤十字社 (神奈川県支部)	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療救護班の派遣 2 救援物資の配分及び備蓄 3 血液製剤の確保及び供給 4 義援金の受付と配分
日本道路公団 (横浜管理事務所、京浜管理事務所)	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路、施設の建設及び維持管理 2 災害時の輸送路の確保 3 道路、施設の災害復旧工事
首都高速道路公団 (神奈川管理局)	<ul style="list-style-type: none"> 1 首都高速道路等の保全 2 首都高速道路等の災害復旧 3 災害時における緊急交通路の確保

日本通運(株) (川崎支店)	1 災害対策用物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
東京電力(株) (川崎支社、川崎支社高津営業センター)	1 災害時における電力供給の確保及び広報 2 復旧用資機材の確保及び復旧対策
東京ガス(株) (川崎支店、川崎導管ネットワークセンター、ガスライト24)	1 被災地に対する燃料供給の確保及び広報 2 復旧用資機材の確保及び復旧対策
日本放送協会 (横浜放送局)	1 気象予警報等の放送周知 2 災害情報及び災害対策に関する放送 3 施設の防災対策

エ 指定(地方)公共機関

東京急行電鉄(株) 京浜急行電鉄(株) 東急バス(株) 川崎鶴見臨港バス(株)	1 災害時の応急輸送対策 2 警戒宣言時の列車の運転規制措置及び広報 3 旅客の避難及び誘導
(社)川崎市医師会 (社)川崎市歯科医師会 (社)川崎市薬剤師会	1 医療救護班による応急医療対策
(社)神奈川県トラック協会 (川崎支部)	1 災害対策用物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
(株)アール・エフ・ラジオ日本 (株)テレビ神奈川 横浜エフエム放送(株)	1 気象予警報等の放送周知 2 災害情報及び災害対策に関する放送 3 施設の防災対策

(株)神奈川新聞社	1 災害情報及び災害対策に関する報道
-----------	--------------------

オ 公共的団体及び機関

(社)川崎建設業協会	1 道路・河川等応急対策に関する協力 2 復旧用資機材及び人員の確保
神奈川建設重機協同組合	1 復旧用建設重機等資機材及び人員の確保
商工会議所等商工関係団体	1 被害調査及び応急対策への協力 2 物資・資機材の確保についての協力
神奈川臨海鉄道(株) 京急バス(株)	1 災害時の応急輸送対策 2 警戒宣言時の列車の運転規制及び広報 3 旅客の避難及び誘導
金融機関	1 被災事業者に対する資金融資
(社)神奈川県バス協会	1 災害時の応急輸送対策 2 警戒宣言時のバスの運転規制措置 3 旅客の避難及び誘導
(社)川崎市病院協会	1 医療救護病院における医療対策
社会福祉施設管理者	1 防災用施設の整備及び避難訓練の実施 2 入所者の保護及び安全確保
学校法人	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時の文教対策
神奈川県エルピーガス協会 川崎南支部	1 燃料の確保に関する協力 2 復旧用資機材の確保及び復旧対策

<p>かわさき市民放送(株)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報等の放送周知 2 災害情報及び災害対応に関する放送
<p>危険物施設、高圧ガス施設、放射性物質取扱い施設、地下街等の管理者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設についての災害防止上の自主検査と安全管理の徹底 2 防災施設の整備ならびに点検の実施 3 自衛消防組織の整備 4 従業員に対する防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施 5 施設利用者の避難等安全確保

<資料2> 自主防災組織一覧

	組 織 名
1	砂子1丁目町内会防災部
2	砂子2丁目町内会防災部
3	宮本町町内会
4	宮前町町内会
5	駅前本町町内会
6	東田町自主防災部
7	本町1丁目町内会
8	本町2丁目東町内会防災会
9	本町2丁目町内会
10	旭町1丁目町内会防災部
11	旭港町内会防災部
12	堀之内町防災会
13	榎町町内会
14	富士見1丁目防災会
15	境町町会
16	貝塚1・2丁目町内会
17	新川通町内会防災部
18	小川町町内会
19	南町町会防災会
20	日進町防災会
21	サンスクエア川崎防災会
22	下並木町内会
23	池田防災防犯安全対策委員会
24	京町1・2丁目防災対策本部
25	セソール川崎京町ハイライズ自治会
26	元木1・2丁目町内会防災部
27	渡田1丁目町内会
28	渡田2丁目町内会防災会
29	渡田3・4丁目町内会防災部
30	渡田向町防災会
31	渡田新町1・2丁目町内会

	組 織 名
32	渡田新町3丁目防災会
33	渡田山王町町内会
34	渡田東町防災本部
35	小田1丁目防災部
36	大島上町町内会
37	大島1丁目町内会
38	大島2丁目町会
39	大島3丁目町内会防災部
40	大島3丁目町内会第2防災部
41	大島4丁目町内会
42	大島5丁目東自主防災部
43	大島5丁目西自主防災部
44	中島町内会
45	鋼管通東町内会
46	伊勢町防災会
47	藤崎北自主防災会
48	藤崎中自主防災会
49	藤崎南自主防災会
50	川中島防災会
51	大師駅前町内会防災会
52	大師中町町内会
53	四谷町内会防災会
54	台町防災会
55	観音町内会自主防災隊
56	池上新町防災会
57	出来野町内会
58	日ノ出町内会
59	上田町町内会
60	田町2・3丁目町内会
61	江川町内会
62	殿町1丁目町内会

	組 織 名
63	殿町 2・3 丁目町内会
64	塩浜町内会
65	塩浜 3 丁目町内会防災会
66	大同特殊鋼町内会
67	夜光町内会
68	大師本町町内会
69	大師町町内会
70	東門前 1・2 丁目町会
71	東門前 3 丁目町内会
72	中瀬 2 丁目町内会防災本部
73	中瀬 3 丁目町会
74	昭和町内会
75	出来野商店会自衛団
76	小田中央町内会防災部
77	小田 3 丁目町内会
78	小田 4 丁目町内会
79	小田五六町内会
80	小田栄自治会
81	浅田 1・2 丁目町内会
82	浅田 3・4 丁目町内会
83	京町 3 丁目町内会
84	田島町町内会
85	東鋼親和会防災部
86	鋼管通 2 丁目防災会
87	姥ヶ森町内会
88	追分町内会防災部
89	浜町 1 丁目町内会
90	浜町 2 丁目防災会

	組 織 名
91	浜町 3 丁目町内会
92	浜町 4 丁目町内会
93	桜本 1 丁目町内会
94	桜本 2 丁目町内会
95	池上町自主防災組合
96	扇町町内会
97	小田団地自治会
98	小田公園エルハイツ自治会
99	リジェンヌ京町自治会

<資料3> 地震時避難所指定一覧表

番号	学校名	住所	対象町丁
1	殿町小学校	殿町1-17-19	殿町1丁目、殿町2丁目、殿町3丁目、江川1丁目、江川2丁目、田町2丁目、田町3丁目、小島町、浮島町、塩浜4丁目の一部
2	大師中学校	大師河原2-1-1	大師河原2丁目、出来野、田町1丁目、日の出1丁目、日の出2丁目、塩浜4丁目の一部
3	東門前小学校	東門前3-4-6	大師河原1丁目、東門前3丁目、中瀬1丁目、中瀬2丁目、中瀬3丁目（改築工事のため、H20.10まで大師中学校に指定変更）
4	大師小学校	東門前2-6-1	東門前1丁目、東門前2丁目、大師本町、大師町、大師公園、昭和1丁目、昭和2丁目
5	南大師中学校	四谷上町24-1	台町、四谷上町
6	四谷小学校	四谷下町4-1	塩浜1丁目、塩浜2丁目、塩浜3丁目、塩浜4丁目の一部、四谷下町、夜光1丁目、夜光2丁目、夜光3丁目、千鳥町、東扇島、扇島
7	川中島小学校	川中島2-4-19	大師駅前1丁目、大師駅前2丁目、川中島1丁目、川中島2丁目
8	藤崎小学校	藤崎3-2-1	観音1丁目、観音2丁目
9	東桜本小学校	池上新町1-1-3	桜本2丁目
10	桜本中学校	池上新町1-2-4	池上町の一部、池上新町1丁目、池上新町2丁目、池上新町3丁目、水江町

番号	学校名	住所	対象町丁
11	桜本小学校	桜本1-9-15	池上町の一部、桜本1丁目、浜町3丁目、浜町4丁目、浅野町
12	川中島中学校	藤崎2-19-1	伊勢町、藤崎1丁目、藤崎2丁目、藤崎3丁目、藤崎4丁目
13	旭町小学校	旭町2-2-1	旭町1丁目、旭町2丁目、港町、鈴木町
14	市立川崎高校	中島3-3-1	中島1丁目、中島2丁目、中島3丁目、富士見2丁目の一部
15	東大島小学校	大島5-25-1	大島3丁目、大島5丁目
16	向小学校	大島4-17-1	大島1丁目、大島2丁目、大島4丁目
17	大島小学校	浜町1-5-1	追分町、浜町1丁目、鋼管通2丁目
18	臨港中学校	浜町2-11-22	浜町2丁目、鋼管通3丁目、鋼管通4丁目、鋼管通5丁目、南渡田町、扇町
19	富士見中学校	富士見2-1-2	榎町、富士見1丁目、富士見2丁目の一部、宮前町の一部、新川通、境町
20	宮前小学校	宮前町8-13	本町1丁目、本町2丁目、砂子1丁目、砂子2丁目、宮本町、駅前本町、東田町、堀之内町、宮前町の一部
21	田島小学校	渡田1-20-1	渡田1丁目、渡田2丁目、大島上町、渡田東町、鋼管通1丁目の一部
22	渡田小学校	田島町14-1	鋼管通1丁目の一部、田島町、小田栄2丁目

番号	学校名	住所	対象町丁
23	東小田小学校	小田5-11-20	小田3丁目、小田5丁目の一部
24	渡田中学校	渡田向町11-1	貝塚1丁目、貝塚2丁目、渡田向町、渡田新町1丁目、渡田新町2丁目
25	新町小学校	渡田新町3-15-1	渡田新町3丁目、渡田3丁目、渡田4丁目、小田栄1丁目
26	川崎小学校	日進町20-1	日進町、小川町、南町、元木1丁目、元木2丁目
27	川崎中学校	下並木50	堤根、下並木
28	京町小学校	京町1-1-4	池田1丁目、池田2丁目、渡田山王町、京町1丁目、京町2丁目の一部
29	田島中学校	小田2-21-7	小田1丁目、小田2丁目、小田4丁目の一部、京町2丁目の一部
30	小田小学校	小田4-12-24	小田4丁目の一部
31	京町中学校	京町3-19-11	京町3丁目、浅田3丁目、浅田4丁目
32	浅田小学校	浅田2-11-21	浅田1丁目、浅田2丁目、田辺新田、白石町、大川町
33	南部防災センター	小田7-3-1	小田5丁目の一部、小田6丁目、小田7丁目

<資料4> 風水害時避難所指定一覧表

① 公立学校施設

施設名	所在地
県立川崎高校	渡田山王町22-6
県立大師高校	四谷下町25-1

② 公共施設等

施設名	所在地
体育館	富士見1-1-4
教育文化会館	富士見2-1-3
労働会館	富士見2-5-2
旭町こども文化センター児童ホール	中島1-4-2
旭町こども文化センター	旭町2-1-5
大師こども文化センター	大師公園1-4
日進町こども文化センター	日進町5-1
藤崎こども文化センター	藤崎4-17-6
田島こども文化センター	田島20-23
殿町こども文化センター	殿町1-18-13
渡田こども文化センター	渡田1-15-5
浅田こども文化センター	浅田3-7-10
桜本こども文化センター	桜本1-5-6
小田こども文化センター	小田2-16-9
浜町老人いこいの家	浜町2-25-11
大師老人いこいの家	大師公園1-4
小田老人いこいの家	小田3-15-15
藤崎老人いこいの家	藤崎4-17-6
田島老人いこいの家	田島町20-23
大島老人いこいの家	大島1-9-6
桜本老人いこいの家	桜本2-5-2
京町老人いこいの家	京町3-12-2
渡田老人いこいの家	渡田4-12-20
殿町老人いこいの家	殿町1-20-5
南部児童相談所	藤崎1-6-8

南部身体障害者福祉会館	大島 1-8-6
福祉センター	日進町 5-1
渡田保育園	鋼管通 1-11-4
大島保育園	大島 5-21-10
大島乳児保育園	大島 5-21-10
大師保育園	出来野 1-17
小田保育園	小田 3-17-3
新町保育園	渡田 4-9-4
四谷保育園	四谷上町 14-8
中島保育園	富士見 2-2-1
日進町保育園	日進町 22-14
西大島保育園	大島 1-24-12
東小田保育園	小田 5-14-1
観音町保育園	観音 1-10-3
京町保育園	京町 3-26-1
藤崎保育園	藤崎 1-7-1
出来野保育園	出来野 6-7
川崎市職員会館	宮本町 3-3
弓道場	富士見 1-1-7
クラブハウス	富士見 1-1-7

③その他の施設

施設名	所在地
平間寺	大師町 4-48
法栄寺	殿町 2-1-19
田町町内会館	田町 2-3-5
神明神社社務所	塩浜 2-7-10
環境衛生センター	四谷上町 198-3
四谷町町会会館	四谷上町 238
池上新町町内会館	池上新町 2-24
聖風苑	池上新町 3-1-8
台町町内会事務所	台町 16-13
中瀬 3丁目町内会館	中瀬 3-5-12

神明神社社務所	川中島 1 - 1 2 - 1
観音町会事務所	観音 2 - 1 - 1 6
観音幼稚園	観音 2 - 1 - 7
若宮幼稚園	大師駅前 2 - 1 3 - 1 6
大師駅前町内会館	大師駅前 2 - 1 3 - 2
伊勢町内会館	伊勢町 1 7 - 1 1
藤崎町内会館	藤崎 3 - 6 - 9
大師本町町内会館	大師本町 1 0 - 1 7
大師町内会事務所	大師町 6 - 1 0
東門前1、2 丁目町会事務所	東門前 1 - 1 6 - 1 3
東門前 3 丁目町内会館	東門前 3 - 3 - 2 2
昭和町内会館	昭和 1 - 1 - 5
浜町 4 丁目町内会館	浜町 4 - 5 - 2
桜本 1 丁目町内会館	桜本 1 - 1 1 - 7
川崎愛泉ホ一ム	浜町 2 - 2 2 - 1 6
観音寺	浜町 1 - 1 8 - 3
姥ヶ森町内会館	鋼管通 3 - 3 - 1 3
東鋼会館	鋼管通 1 - 4 - 1 4
田島町町内会館	田島町 5 - 5
小田栄町内会館	小田栄町 1 - 8 - 8
小田 3 丁目町内会館	小田 3 - 9 - 2 1
小田中央町内会館	小田 4 - 6 - 1 2
小田 4 丁目町内会館	小田 4 - 1 5 - 1 6
浅田 1、2 丁目町内会館	浅田 2 - 1 0 - 9
浅田 3、4 丁目町内会館	浅田 3 - 1 7 - 6
小田 5、6 丁目町内会館	小田 5 - 2 4 - 9
宮本町町内会館	宮本町 2 - 1 3
本町 2 丁目町内会館	本町 2 - 1 0 - 9
旭町 1 丁目町内会館	旭町 1 - 8 - 1 0
旭港町内会館	旭町 2 - 7 - 7
富士見会館	富士見 1 - 2

境町会館	境町 9 - 6
貝塚 1、2 丁目町内会館	貝塚 1 - 5 - 5
新川通町内会館	新川通 1 0 - 6
小川町町内会館	小川町 1 1 - 1
南町町内会館	南町 1 4 - 3
日進町文化会館	日進町 1 1 - 6
下並木町内会館	下並木 2 0
池田町会館	池田 1 - 3 5 - 2
京町 1、2 丁目町内会館	京町 1 - 3 - 2 0
元木 1、2 丁目町内会館	元木 1 - 1 - 8
渡田 1 丁目町内会館	渡田 1 - 1 1 - 6
渡田 2 丁目町内会館	渡田 2 - 1 3 - 9
渡田 3、4 丁目町内会館	渡田 3 - 4 - 6
渡田向町町内会館	渡田向町 1 9 - 2
渡田新町 1、2 丁目町内会館	渡田新町 1 - 7 - 1 2
渡田新町 3 丁目会館	渡田新町 3 - 7 - 9
渡田山王町町内会館	渡田山王町 9 - 4
渡田東町町内会館	渡田東町 1 2 - 1 3
小田 1 丁目町内会館	小田 1 - 1 4 - 4
大島上町町内会館	大島上町 2 2 - 1 6
大島 1 丁目町内会館	大島 1 - 2 2 - 5
大島 2 丁目町内会館	大島 2 - 1 5 - 5
大島 3 丁目町内会館	大島 3 - 1 - 6
大島 4 丁目町内会館	大島 4 - 2 0 - 4
大島 5 丁目町内会館	大島 5 - 3 - 1 2
中島町内会館	中島 2 - 1 5 - 1
鋼管通 1 丁目東町内会館	大島上町 2 2 - 1 6
追分町内会館	追分町 1 3 - 8
浜町 2 丁目町内会館	浜町 2 - 6 - 1 0
桜本福社会館	桜本 2 - 1 5 - 2

<資料5> 災害備蓄倉庫及び備蓄品一覧

災害備蓄倉庫一覧

番号	名 称	住 所
1	川崎区備蓄倉庫	大島1-25-10 川崎区役所建設センター内
2	田島支所備蓄倉庫	鋼管通2-3-7
3	大師公園備蓄倉庫	大師公園1
4	南部防災センター	小田7-3-1
5	南部生活環境事業所	塩浜4-11-9
6	川崎生活環境事業所	堤根52
7	浮島処理センター	浮島509-1
8	堤根処理センター	堤根52
9	浮島埋立事業所	浮島523-1
10	大師中学校	大師河原2-1-1
11	南大師中学校	四谷上町24-1
12	川中島中学校	藤崎2-19-1
13	川中島小学校	川中島2-4-19
14	桜本中学校	池上新町1-2-4
15	臨港中学校	浜町2-11-22
16	田島中学校	小田2-21-7
17	小田小学校	小田4-12-24
18	渡田中学校	渡田向町11-1
19	田島小学校	渡田1-20-1
20	旭町小学校	旭町2-2-1
21	川崎中学校	下並木50

川崎区備蓄一覧

番号	品 目	数量	単位	番号	品 目	数量	単位
1	アルファ米	4500	食	21	投光機	8	台
2	おかゆ	500	食	22	発電機	6	台
3	毛布	410	枚	23	防水シート	2	枚
4	トイレットペーパー120ロール	5	ケース	24	ガスマスク	3	個
5	トラロープ	14	本	25	テーブル	8	台
6	トランジスタメガホン	11	個	26	折り畳み式イス	28	脚
7	ポリタンク 7リットル	4	個	27	折り畳み式担架	4	台
8	ポリバケツ	4	個	28	棒状担架	6	台
9	バケツ (鉄)	4	個	29	テント	2	式
10	ローソク	20	本	30	ヘルメット	80	個
11	雨ガッパ	20	枚	31	ポータブルサーチライト	30	個
12	釜	2	台	32	リヤカー	1	台
13	固形燃料 8個入り	5	箱	33	防災服	60	着
14	お盆	5	枚	34	長靴	30	足
15	コンロ	3	台	35	簡易 (仮設) トイレ和式	5	台
16	ざる (鉄)	15	枚	36	簡易 (仮設) トイレ様式	2	台
17	ひしゃく	11	個	37	ボックストイレ	20	個
18	まな板セット	5	個				
19	やかん 4リットル	4	個				
20	鍋セット	2	個				

田島支所備蓄一覧

番号	品目	数量	単位	番号	品目	数量	単位
1	毛布	150	枚	8	防災服	99	着
2	懐中電灯	8	個	9	ヘルメット	80	個
3	ガスマスク	3	個	10	安全靴	72	足
4	シャベル	1	本	11	長靴	10	足
5	バケツ（鉄）	3	個	12	防水シート	2	枚
6	やかん	1	個	13	ローソク	8	本
7	三角巾	140	枚	14	掛矢	1	本

大師公園備蓄一覧

番号	品目	数量	単位	番号	品目	数量	単位
1	アルファ米	5500	食	25	投光機	10	台
2	おかゆ	1300	食	26	発電機	6	台
3	ソフト乾パン	540	食	27	発電機用ガソリン缶	4	缶
4	毛布	1138	枚	28	ガスマスク	3	個
5	トイレットペーパー120ロール	24	ケース	29	脚立	5	台
6	紙おむつ（大人用M）	600	枚	30	トラロープ	6	本
7	紙おむつ（大人用ML）	600	枚	31	マニラロープ	10	本
8	紙おむつ（大人用L）	416	枚	32	トランジスタメガホン	8	個
9	紙おむつ（乳児用S）	1088	枚	33	テント	2	式
10	紙おむつ（乳児用M）	960	枚	34	ヘルメット	19	個
11	紙おむつ（乳児用L）	2040	枚	35	リヤカー	6	台
12	生理用品	16320	枚	36	防災服	30	着
13	雨ガッパ	15	枚	37	長靴	10	足
14	釜	1	台	38	安全靴	26	足
15	ブルーシート	10	枚	39	コードリール（30m）	1	台
16	鍋	2	個	40	コードリール（50m）	9	台
17	コンロ	2	台	41	ゴザ（イグサ製）	10	枚
18	三角巾	55	枚	42	手斧	4	本
19	ひしゃく	2	個	43	のこぎり	1	本
20	ローソク	120	本	44	シャベル	10	本
21	やかん	4	個	45	つるはし	10	本
22	鍋セット	1	個	46	簡易（仮設）トイレ和式	17	台
23	ポリタンク 7リットル	400	個	47	簡易（仮設）トイレ洋式	2	台
24	バケツ（鉄）	5	個	48	ボックストイレ	9	個

南部防災センター備蓄一覧

番号	品目	数量	単位	番号	品目	数量	単位
1	アルファ米	11950	食	25	テント	5	張
2	おかゆ	1950	食	26	折り畳み式車椅子	4	台
3	ペットボトル水2リットル	780	本	27	折り畳み式担架	15	台
4	粉ミルク1箱(330g缶×12)	786	箱	28	棒状担架	10	台
5	マスク	800	枚	29	リヤカー	26	台
6	毛布	11069	枚	30	タオル	300	枚
7	トイレットペーパー120ロール	61	ケース	31	防災服S	4	枚
8	紙おむつ(大人用ML)	1680	枚	32	防災服M	100	枚
9	紙おむつ(乳児用L)	4080	枚	33	防災服L	14	枚
10	照明棒	15	本	34	コードリール(30m)	8	台
11	炊き出し袋	100	枚	35	コードリール(50m)	19	台
12	多目的炊事ユニット	1	個	36	手斧	2	本
13	ブルーシート	38	枚	37	土のう袋	400	枚
14	炊事器具セット	2	個	38	スコップ	10	本
15	コンロ	32	台	39	つるはし	10	本
16	三角巾	500	枚	40	両口ハンマー	1	本
17	バケツ	10	個	41	掛矢	1	本
18	投光機	25	台	42	簡易避難器具	8	個
19	発電機	3	台	43	カセットボンベ	48	本
20	発電機用ガソリン缶	10	缶	44	丸椅子	1	脚
21	脚立	6	台	45	長椅子	1	脚
22	トラロープ	15	本	46	事務机	1	台
23	マニラロープ	10	本	47	簡易(仮設)トイレ和式	1	台
24	メガホン	10	個	48	ボックストイレ	380	個

大師中学校備蓄一覧

番号	品目	数量	単位	番号	品目	数量	単位
1	アルファ米	3700	食	17	発電機	2	台
2	おかゆ	1950	食	18	発電機用ガソリン缶	3	缶
3	毛布	1000	枚	19	脚立	2	台
4	トイレットペーパー120ロール	3	ケース	20	マニラロープ	10	本
5	紙おむつ（大人用M）	420	枚	21	トランジスタメガホン	8	個
6	紙おむつ（大人用ML）	600	枚	22	折り畳み式車椅子	3	台
7	紙おむつ（大人用L）	260	枚	23	コードリール（30m）	1	台
8	紙おむつ（乳児用S）	1088	枚	24	コードリール（50m）	3	台
9	紙おむつ（乳児用M）	960	枚	25	掛矢	1	本
10	紙おむつ（乳児用L）	2244	枚	26	手斧	2	本
11	生理用品	13872	枚	27	シャベル	10	本
12	炊事器具セット	1	個	28	両口ハンマー	1	個
13	鍋セット	1	個	29	つるはし	10	本
14	コンロ	1	台	30	簡易（仮設）トイレ和式	17	台
15	ざる	1	枚	31	簡易（仮設）トイレ洋式	2	台
16	投光機	4	台	32	ボックストイレ	20	個

桜本中学校備蓄一覧

番号	品目	数量	単位	番号	品目	数量	単位
1	アルファ米	5000	食	16	発電機用ガソリン缶	3	缶
2	おかゆ	1800	食	17	脚立	2	台
3	毛布	700	枚	18	マニラロープ	10	本
4	トイレットペーパー120ロール	3	ケース	19	トランジスタメガホン	8	個
5	紙おむつ（大人用M）	600	枚	20	折り畳み式リヤカー	3	台
6	紙おむつ（大人用ML）	600	枚	21	折り畳み式車椅子	10	台
7	紙おむつ（大人用L）	338	枚	22	コードリール（30m）	2	台
8	紙おむつ（乳児用S）	1088	枚	23	コードリール（50m）	4	台
9	紙おむつ（乳児用M）	960	枚	24	掛矢	1	本
10	紙おむつ（乳児用L）	2040	枚	25	手斧	2	本
11	生理用品	15504	枚	26	シャベル	10	本
12	炊事器具セット	1	個	27	つるはし	10	本
13	コンロ	2	台	28	簡易（仮設）トイレ和式	17	台
14	投光機	4	台	29	簡易（仮設）トイレ洋式	2	台
15	発電機	2	台	30	ボックストイレ	20	個

臨港中学校備蓄一覧

番号	品 目	数量	単位	番号	品 目	数量	単位
1	アルファ米	3750	食	17	発電機	2	台
2	おかゆ	400	食	18	発電機用ガソリン缶	3	缶
3	毛布	800	枚	19	脚立	2	台
4	トイレットペーパー120ロール	3	ケース	20	マニラロープ	10	本
5	紙おむつ（大人用M）	600	枚	21	トランジスタメガホン	8	個
6	紙おむつ（大人用ML）	600	枚	22	折り畳み式リヤカー	3	台
7	紙おむつ（大人用L）	338	枚	23	折り畳み式車椅子	3	台
8	紙おむつ（乳児用S）	1088	枚	24	コードリール（30m）	2	台
9	紙おむつ（乳児用M）	960	枚	25	コードリール（50m）	2	台
10	紙おむつ（乳児用L）	2040	枚	26	掛矢	1	本
11	生理用品	16320	枚	27	手斧	2	本
12	包帯 9m	24	個	28	シャベル	10	本
13	炊事器具セット	1	個	29	つるはし	10	本
14	コンロ	2	台	30	簡易（仮設）トイレ和式	17	台
15	両口ハンマー	1	個	31	簡易（仮設）トイレ洋式	2	台
16	投光機	4	台	32	ボックストイレ	20	個

渡田中学校備蓄一覧

番号	品目	数量	単位	番号	品目	数量	単位
1	アルファ米	6500	食	17	発電機用ガソリン缶	3	缶
2	おかゆ	1000	食	18	脚立	2	台
3	毛布	1000	枚	19	ロープ	10	本
4	トイレットペーパー120ロール	3	ケース	20	トランジスタメガホン	8	個
5	紙おむつ（大人用M）	600	枚	21	折り畳み式リヤカー	3	台
6	紙おむつ（大人用ML）	600	枚	22	折り畳み式車椅子	3	台
7	紙おむつ（大人用L）	338	枚	23	コードリール（30m）	2	台
8	紙おむつ（乳児用S）	1088	枚	24	コードリール（50m）	2	台
9	紙おむつ（乳児用M）	960	枚	25	掛矢	1	本
10	紙おむつ（乳児用L）	2040	枚	26	手斧	2	本
11	生理用品	11424	枚	27	シャベル	10	本
12	炊事器具セット	1	個	28	つるはし	10	本
13	コンロ	2	台	29	簡易（仮設）トイレ和式	17	台
14	両口ハンマー	1	個	30	簡易（仮設）トイレ洋式	2	台
15	投光機	4	台	31	ボックストイレ	20	個
16	発電機	2	台				

旭町小学校備蓄一覧

番号	品 目	数量	単位	番号	品 目	数量	単位
1	アルファ米	3100	食	16	投光機	2	台
2	おかゆ	1000	食	17	発電機	1	台
3	乾パン	512	食	18	脚立	2	台
4	毛布	600	枚	19	ロープ	10	本
5	トイレットペーパー120ロール	3	ケース	20	トランジスタメガホン	3	個
6	紙おむつ（大人用M）	240	枚	21	折り畳み式リヤカー	1	台
7	紙おむつ（大人用ML）	600	枚	22	コードリール（30m）	2	台
8	紙おむつ（大人用L）	104	枚	23	コードリール（50m）	1	台
9	紙おむつ（乳児用S）	1024	枚	24	掛矢	1	本
10	紙おむつ（乳児用M）	480	枚	25	手斧	2	本
11	紙おむつ（乳児用L）	1224	枚	26	シャベル	10	本
12	生理用品	5376	枚	27	つるはし	10	本
13	炊事器具セット	1	個	28	簡易（仮設）トイレ和式	17	台
14	コンロ	2	台	29	簡易（仮設）トイレ洋式	2	台
15	両口ハンマー	1	個	30	ボックストイレ	20	個

川崎中学校備蓄一覧

番号	品目	数量	単位	番号	品目	数量	単位
1	アルファ米	5350	食	19	発電機	2	台
2	おかゆ	500	食	20	発電機用ガソリン缶	3	缶
3	乾パン	120	食	21	脚立	2	台
4	毛布	700	枚	22	ロープ	10	本
5	トイレットペーパー120ロール	3	ケース	23	トランジスタメガホン	8	個
6	紙おむつ（大人用M）	600	枚	24	折り畳み式リヤカー	3	台
7	紙おむつ（大人用ML）	600	枚	25	折り畳み式車椅子	3	台
8	紙おむつ（大人用L）	338	枚	26	コードリール（30m）	1	台
9	紙おむつ（乳児用S）	1088	枚	27	コードリール（50m）	3	台
10	紙おむつ（乳児用M）	960	枚	28	掛矢	1	本
11	紙おむつ（乳児用L）	2040	枚	29	手斧	2	本
12	生理用品	16320	枚	30	シャベル	10	本
13	炊事器具セット	1	個	31	つるはし	10	本
14	コンロ	2	台	32	両口ハンマー	1	本
15	鍋	2	個	33	脚立	2	台
16	釜	1	個	34	簡易（仮設）トイレ和式	17	台
17	両口ハンマー	1	個	35	簡易（仮設）トイレ洋式	2	台
18	投光機	5	台	36	ボックストイレ	20	個

田島中学校備蓄一覧

番号	品目	数量	単位	番号	品目	数量	単位
1	アルファ米	3450	食	15	脚立	2	台
2	おかゆ	500	食	16	ロープ	10	本
3	毛布	500	枚	17	トランジスタメガホン	3	個
4	紙おむつ（大人用M）	840	枚	18	折り畳み式リヤカー	1	台
5	紙おむつ（大人用L）	104	枚	19	コードリール（30m）	2	台
6	紙おむつ（乳児用S）	1024	枚	20	コードリール（50m）	2	台
7	紙おむつ（乳児用M）	480	枚	21	掛矢	1	本
8	紙おむつ（乳児用L）	1224	枚	22	手斧	2	本
9	生理用品	6912	枚	23	シャベル	10	本
10	炊事器具セット	1	個	24	つるはし	10	本
11	コンロ	2	台	25	簡易（仮設）トイレ和式	17	台
12	両口ハンマー	1	個	26	簡易（仮設）トイレ洋式	2	台
13	投光機	3	台	27	ボックストイレ	20	個
14	発電機	1	台				

川中島小学校備蓄一覧

番号	品目	数量	単位	番号	品目	数量	単位
1	アルファ米	3450	食	10	発電機用ガソリン缶	3	缶
2	おかゆ	1050	食	11	トランジスタメガホン	5	個
3	紙おむつ（大人用M）	270	枚	12	折り畳み式リヤカー	1	台
4	紙おむつ（大人用L）	612	枚	13	折り畳み式車椅子	2	台
5	紙おむつ（乳児用M）	480	枚	14	コードリール（50m）	2	台
6	紙おむつ（乳児用L）	612	枚	15	簡易（仮設）トイレ和式	17	台
7	生理用品	10944	枚	16	簡易（仮設）トイレ洋式	2	台
8	コンロ	3	台	17	ボックストイレ	20	個
9	発電機	2	台				

小田小学校備蓄一覧

番号	品目	数量	単位	番号	品目	数量	単位
1	アルファ米	3450	食	15	折り畳み式リヤカー	1	台
2	おかゆ	400	食	16	折り畳み式車椅子	2	台
3	毛布	500	枚	17	コードリール（30m）	1	本
4	紙おむつ（大人用M）	840	枚	18	コードリール（50m）	2	台
5	紙おむつ（大人用L）	816	枚	19	ロープ	10	本
6	紙おむつ（乳児用S）	1024	枚	20	シャベル	10	本
7	紙おむつ（乳児用M）	480	枚	21	つるはし	10	本
8	紙おむつ（乳児用L）	408	枚	22	掛矢	1	本
9	生理用品	6912	枚	23	脚立	2	台
10	コンロ	2	台	24	手斧	2	本
11	炊事器具セット	1	個	25	両口ハンマー	1	本
12	発電機	2	台	26	簡易（仮設）トイレ和式	17	台
13	投光機	3	台	27	簡易（仮設）トイレ洋式	2	台
14	トランジスタメガホン	3	個	28	ボックストイレ	20	個

田島小学校備蓄一覧

番号	品目	数量	単位	番号	品目	数量	単位
1	アルファ米	100	食	11	トランジスタメガホン	3	個
2	おかゆ	500	食	12	折り畳み式リヤカー	2	台
3	毛布	200	枚	13	折り畳み式車椅子	3	台
4	紙おむつ（大人用M）	360	枚	14	発電機用ガソリン缶	3	缶
5	紙おむつ（大人用L）	234	枚	15	コードリール（50m）	5	台
6	紙おむつ（乳児用M）	480	枚	16	簡易（仮設）トイレ和式	17	台
7	紙おむつ（乳児用L）	1254	枚	17	簡易（仮設）トイレ洋式	2	台
8	生理用品	10944	枚	18	ボックストイレ	30	個
9	発電機	2	台	19	汚物処理袋	600	枚
10	投光機	3	台				

防災ネットワーク一覧

防災ネットワーク	避難所	対象町丁	対象自主防災組織(町内会・自治会)	備考
大師中学校区	大師中学校	出来野 日の出1丁目 日の出2丁目の一部 田町1丁目 田町2丁目の一部 大師河原2丁目の一部 江川1丁目の一部	出来野町内会	
			日ノ出町内会	
			上田町町内会	
			大同特殊鋼町内会	
	殿町小学校	江川1丁目の一部 江川2丁目 田町2丁目の一部 田町3丁目 殿町1丁目～3丁目 大師河原1丁目の一部 小島町 浮島町	江川町内会	
			田町2・3丁目町内会	
			殿町1丁目町内会	
			殿町2・3丁目町内会	
	東門前小学校	大師河原1丁目の一部 大師河原 東門前3丁目 中瀬1丁目・2丁目 中瀬3丁目の一部	東門前3丁目町内会	改築工事のため、 大師中学校へ指定変更 (H20.10まで)
			中瀬2丁目町内会	
			中瀬3丁目町内会	
	南大師中学校区	南大師中学校	台町 四谷上町	台町町内会
四谷町内会				
大師小学校		東門前1丁目・2丁目 中瀬3丁目の一部 大師駅前1丁目の一部 大師本町 大師町 昭和1丁目・2丁目 大師公園	東門前1・2丁目町内会	
			大師中町町内会	
			大師本町町内会	
			大師町町内会	
			昭和町内会	
四谷小学校		四谷下町 塩浜1丁目～4丁目 日の出2丁目の一部 夜光1丁目～3丁目 池上新町3丁目の一部 千鳥町 東扇島 扇島	四谷町内会	
			塩浜町内会	
			塩浜3丁目町内会	
			夜光町内会	
川中島中学校区	川中島中学校	伊勢町 藤崎1丁目～4丁目	伊勢町町内会	
			藤崎町内会	
	川中島小学校	大師駅前1丁目の一部 大師駅前2丁目 川中島1丁目・2丁目	大師駅前町内会	
			川中島町内会	
	藤崎小学校	観音1丁目・2丁目	観音町内会	
桜本中学校区	桜本中学校	池上新町1丁目・2丁目 池上新町3丁目の一部 水江町 池上町の一部	池上新町町内会	
	東桜本小学校	桜本2丁目	桜本2丁目町内会	
桜本小学校	桜本1丁目 浜町3丁目・4丁目 池上町の一部 浅野町	桜本1丁目町内会		
		浜町3丁目町内会 浜町4丁目町内会 池上町町内会		
臨港中学校区	臨港中学校	浜町2丁目 鋼管通2丁目の一部 鋼管通3丁目～5丁目 南渡田町 扇町	浜町2丁目町内会	
			姥ヶ森町内会	
			東鋼親和会	
			扇町町内会	
	大島小学校	浜町1丁目 追分町 鋼管通2丁目の一部	浜町1丁目町内会	
			追分町町内会	
			鋼管通2丁目町内会	
	渡田小学校	田島町 鋼管通1丁目の一部 小田栄2丁目	田島町町内会	
			東鋼親和会	

田島中学校区	田島中学校	小田1丁目・2丁目 小田4丁目の一部 京町2丁目の一部	小田中央町内会	
			小田1丁目町内会	
			小田3丁目町内会	
			セソール川崎京町ハイライズ自治会	
	東小田小学校	小田3丁目 小田5丁目の一部	小田3丁目町内会	
			小田五六町内会	
	南部防災センター	小田5丁目の一部 小田6丁目・7丁目	小田五六町内会	
小田団地自治会				
京町中学校区	京町中学校	京町3丁目 浅田3丁目・4丁目	京町3丁目町内会	
			リジェンヌ京町自治会	
			小田公園エルハイツ自治会	
			浅田3・4丁目町内会	
	小田小学校	小田4丁目の一部	小田4丁目町内会	
浅田小学校	浅田1丁目・2丁目 田辺新田 白石町 大川町	浅田1・2丁目町内会		
渡田中学校区	渡田中学校	貝塚1丁目・2丁目 渡田向町 渡田新町1丁目・2丁目	貝塚1・2丁目町内会	
			渡田向町町内会	
			渡田新町1・2丁目町内会	
	新町小学校	渡田3丁目・4丁目 渡田新町3丁目 小田栄1丁目	渡田3・4丁目町内会	
			渡田新町3丁目町内会	
			小田栄町内会	
	東大島小学校	大島3丁目・5丁目	大島3丁目町内会	
			大島5丁目町内会	
	向小学校	大島1丁目・2丁目・4丁目	大島1丁目町内会	
			大島2丁目町内会	
			大島4丁目町内会	
	田島小学校	渡田1丁目・2丁目 渡田東町 大島上町 鋼管通1丁目の一部	渡田1丁目町内会	
			渡田2丁目町内会	
			渡田東町町内会	
大島上町町内会				
鋼管通東町内会				

富士見中学校区	富士見中学校	宮前町の一部 榎町 富士見1丁目の一部 富士見2丁目の一部 境町 新川通	宮前町町内会	
			榎町町内会	
			富士見1丁目町内会	
			境町町内会	
			新川通町内会	
	旭町小学校	旭町1丁目・2丁目 港町 鈴木町	旭町1丁目町内会	
			旭港町内会	
	市立川崎高校	中島1丁目～3丁目 富士見1丁目の一部 富士見2丁目の一部	中島町内会	
	宮前小学校	砂子1丁目・2丁目 宮本町 駅前本町 東田町 本町1丁目・2丁目 堀之内町 宮前町の一部	砂子1丁目町内会	
			砂子2丁目町内会	
宮本町町内会				
駅前本町町内会				
東田町町内会				
本町1丁目町内会				
本町2丁目東町内会				
本町2丁目町内会				
堀之内町町内会				
川崎中学校区	川崎中学校	下並木 堤根	下並木町内会	
	川崎小学校	小川町 南町 日進町 元木1丁目・2丁目	小川町町内会	
			南町町内会	
			日進町町内会	
			サンスクエア川崎自治会	
			元木1・2丁目町内会	
	京町小学校	渡田山王町 京町1丁目 京町2丁目の一部 池田1丁目・2丁目	渡田山王町町内会	
			京町1・2丁目町内会	
池田町内会				

川崎区地域防災計画

平成19年3月発行

編集発行 川崎区役所総務企画課

〒210-8570 川崎市川崎区東田町8番地

TEL 044-201-3128 内線61116